



Title	英國家族相繼産制度の沿革とその社會的・經濟的背景(二)
Author(s)	宮崎, 孝治郎; MIYAZAKI, K
Citation	北海道大學 法學會論集, 2, 1-60
Issue Date	1952-07-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/17039
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_p1-60.pdf



英國家族相繼産制度の沿革とその社會的・經濟的背景 (二)

宮崎孝治郎

- I Settlement の意義と種類
- II Settlement の起源とこの羅馬の Substitutio と Fideicommissum
- III 英國における相繼産設定の最も古き形式としての Frankmarriage
- IV 英國封建制下に於ける Estate tail の發生
 - a 限嗣不動産權と家族相繼産の設定
 - b 一五二九年以後の限嗣不動産物權
- V 相繼産設定の近代的形式の發端
- VI 一五三五年 Statute of Uses 以後における Executory Use の應用
- VII 一五四〇年の遺言法の役割
- VIII 訴訟技術としての Recoveries と Fines
 - a これらの訴訟技術の家族相繼産設定への適用
 - b 一八三三年の Fines and Recoveries Act
- IX 一七〇〇年以後における Trust 制度の家族相繼産制に及ぼせる影響
 - a 財産移轉の秘密と信託制度の應用

b 土地讓渡方法の變遷(1)と Bargain and Sale と Covenant to stand seised.

(以上本誌第一卷掲載)

X 財産永久拘束禁止の原則と Resettlement (相繼産再設定) の慣行

XI 所謂王政復古 (Restoration) 以後における英國經濟事情の變遷

XII 畢生間の物權者 (Tenant for life) の地位

a 産業革命が畢生間の權利者の權能に及ぼせる影響

b 畢生間の物權者の有する實際上の權能

c 畢生間の物權者の財産處分の困難と議會の關與(1)と Private Act (1)と

XIII 第十八世紀以後における經濟事情の變遷と家族相繼産制度の進化

a 一八八二年の Settled Land Act と不動産を客體とする家族相繼産

b 不動産を客體とする「家族相繼産設定」の發達

i 「動産的相繼産設定」の構成

ii 「動産的相繼産設定」の機能

(1) 「動産的相繼産設定」の正常の機能

(2) 信託違反が行わゆるる場合の救済方法

(3) 土地の賣却信託

(4) 一八七四年の Real Property Act と Base fee

XIV 一九二二年乃至一九二五年の立法改革及びその直接原因

(以上本卷)

X 財産永久拘束禁止の原則と Resettlement (相繼産再設定) の慣行

家産制や族産制の目的とするところは、當該の一家なり、一族なりの財産を永久に保全せんとするに在ることは勿論であるが、これが常に不動産・動産等の流通を希望し、これらの貨財が荒廢に歸せしめられざることに最大の關心を有する公益上の要求と衝突するに至るのである。

英國においては、この矛盾を如何に解決したであろうか。

まず英國においては、上述のごとき公益上の要求は *rule against perpetuities* (財産永久拘束禁止の原則) において表現せられたのである。即ち財産からその正常な移轉性を奪うが如き方法において、これを拘束せんとすることを防止せんとするのである。もしかかる原則が存在しないとすれば「取引の源泉であり、その効果の一である財産の自由にして積極的な流通が阻害せられ、土地の改良が停止せられ、土地の獲得が困難となり、一國の資本が次第に取引界より脱退し、事業のあらゆる部門における奮發に對する刺戟が減少するが故である」。

普通法裁判所は、極めて古い時代から上述のごとき理由によつて、財産ことに土地が、ある人または、或る家族に絶對的に歸屬することを防止せんことを庶幾していたのであり、VIIIにおいて詳述した *Recoveries* や *Fines* 等の擬制的訴訟を黙認するに至つたのも、以上のごとき普通法裁判所の意圖の表現とも解し得られるのである²⁾。

一六世紀の後半から、近代的様相を有する家族相繼産の設定が始められたのであるが、その設定者の希望たる、廢除し得ざる限嗣不動産權 (*inbarable tails*) を創作することは、實に上述の財産永久拘束禁止の公益的要求、財産自由移轉を保護せんとする普通法裁判所の期待に正面から衝突する事柄だつたのである。かくて兩者間における争鬭は、

説 第十六・七世紀中において、土地が特定の所有者に無限の期間歸屬せざるべきことを保障せんとする幾多の原則を漸次確定せしむるに至つたのである。かくて英私法上に永くその效力を繼續するに至つた「財産永久拘束禁止の原則」が形成されるに至つたのである。

この原則が明瞭に表示されたのは一六八一年 The Duke of Norfolk's Case に於ける Lord Nottingham の決定であると稱せられるのであり、この判決が一六八一年に House of Lords によつて支持せられたのである。この原則は積極および消極の両面を有するのであり、單數または複數の人々の畢生間およびその死後二十一年以内において歸屬すべき権利は有効であるが、それ以上の期間に互つて歸屬すべき権利は無効であるといふのである。かくてこの原則は一六八五年に、あらゆる種類の財産權に適用さるべき一般的な原則となつたのであるが、その間多少の動搖を免れず、この原則の最後の確立を見たのは、約一世紀半を経て一八三三年 *Cadell v. Palmer* の事件に關し House of Lords の最後の決定によるものであつた。即ち或る財産處分行爲をもつて、その處分時に現存する人の死後、更に二十一年間を越ゆる長年月の間、何人の絶對的權利ともなり得ないような未確定の將來物權 (Executory Interest) を設定した場合、かかる未必的權利を初めより無効なりとする原則は、家族相繼産設定に極めて重大な影響を及ぼしたことは見易き事實である。

一方において、特定の家族に屬する財産を永久に保存せんとすれば、他方において普通法上の原則は、財産が或る人及びその人の死後二十一年以上に互つて有效なるべき將來物權の設定を拒否せんとする。ここにおいて、この矛盾を止揚せんがために、工夫せられた方法は、長男の婚姻または成年に達する毎に家族相繼産の設定を更新することであつた。これが所謂 *Resettlement* である。即ち長男が成年に達した後、父の同意を得て、自己の有する限嗣不動産物權を廢

除し、これを無制限相續不動産物權に變更すると同時に、前存の Family settlement とほとんど同一の條件をもつて新に家族相繼産を設定するのである。

かくのごとく、英國の家族相繼産設定制度は、當事者の意思によつて撤回し得るものである。この點が他の立法例における家産制度・介立相續制度と深刻に異なる點である。

巧妙にして複雑なりセツトルメントの法律技術を解剖するためには、まず普通の Family settlement において、畢生間の物權者(通常の場合父)の長男が生れた後に生ずる状態を明かにすることが便宜である。相繼産を設定する際には通常その長男のために、目的の土地に關する contingent remainder を與えることは、屢々述べた所であるが、長男の生れた隣間に、長男の爲めに設定せられた「殘餘權」は、「不確定的」より「確定的」になるのである。即ちその殘餘權が無條件且つ絶對的に長男に歸屬することになるのである。何となれば、その殘餘權は權利者として生存する特定人を有することになるからである。しかし相繼産は、このために脅威を受けることはないのである。その理由は極めて簡單であり、長男はその未成年が續くかぎり、如何なる處分行爲をなすことも不能だからである。しかし、かれが成年に達した時には、事情は決して同一ではないのである。通常この時期において、その父はなお生存しており、したがつて家族に屬する土地を占有しているのである。しかるに限嗣不動産物權は、前にも述べたように、性質上その受益者によつて無制限不動産物權に擴大せられ得るものなのである。そしてこの原則は公的のものでさえある。したがつてこの時期においては、家産の永續上危險が突發する虞があるのである。例えば長男が金錢の必要にせまられて、その財産を他に讓渡し、また目的財産を擔保として金錢を借用するというようなことが可能になるのである。

いかにして、かかる危險を防止し得るであらうか。

勿論峻酷な家族的勢力が長男に對し、かかる企圖を抛棄せしむるよう作用したのである。長男自身維持すべき家名の榮光と、永久なるべき傳統の宗教の中において育てられたのであり、その父の情愛的權威は、まず第一に、屢々數百年以上も續く相續財産を失うことによつて、かれの身内の者を辱しめないことを神聖なる義務として長男に示すであらう。

このようなことが、或る場合においては、大なる重さを持ち得るであらう。しかしこれらの家族的壓迫や權威が常に充分だとは考えられないのである。ここにおいて、より有力な、より効果的な手段が必要になる。それはいうまでもなく法律的手段であり、しかも問題は、限嗣不動産物權を無制限不動産物權に變質せしめ得る二つの方法の間に存する主要にしてかつ純法律的な差違に存した。その二つの方法というのは「リカヴァリー」において、すでに論及した“recovery”と“fine”である。

「リカヴァリー」は、對物的性質を有する擬制的訴訟であり、これに反し「ファイイン」は對人的性質を有する擬制的訴訟であるという事實によつて相互に異つてゐるのである。「擬制的土地回復訴訟」は、従つて占有物權者に對して提起されなければならなかつたのであるが、「假裝的和解訴訟」に關しては、占有者の協力は要求されなかつたのである。

説明の便宜のために、占有物權者は、われわれの關心をもつ場合において、畢生間の物權者たる父であると假定し、そしてこの父は、相繼産が他人の手に讓渡されることに敵意をもつてゐるものと假定しよう。このような場合には、父は自分に對して「リカヴァリー」の訴を提起せしめることを欲しないのである。そこで、その長男は、最早對人的擬制訴訟たる「ファイイン」の訴をしか利用することはできないのである。しかるに「ファイイン」は「リカヴァリー」よりも、より少き程度において法律的效果を生ずるに過ぎないのである。即ち「リカヴァリー」の効果として總ての人に對

抗し得る *estate in fee simple* を創設し得ることになるに反し、「フアイン」は、すでに論じたように、この訴を提起した者の子孫即ち長男の子孫には對抗し得るのであるが、次弟のごとき「殘餘權」を有する者や、處分者（相繼産設定者）では父およびその相續人のごとく「復歸權」を有する者には對抗し得ない制限附の *estate in fee simple* を生ぜしめ得るにすぎない。したがつてかかる制限附不動産物權を *base fee*（低級相繼不動産物權）と呼ぶのである。

元來 *base fee* というのは、ある特定事項の發生または消滅を存續條件とする *fee simple* の權利の概稱であるが、その最も普通なものは、今論じているごとく、*Family settlement* が設定せられた場合に、殘餘權 (*Remainder*) として限嗣物權 (*Estate tail*) を有する者 A (茲では長男) が、その權利を擴張してこれを *fee simple* の權利に變更しようとして *Fines and Recoveries Act (1833)* に基き、限嗣物權廢除捺印證書 (*Disentailing Deed*) を登録したのであるが、目的財産の現有者たる畢生間の權利者 (茲では父) の承諾を得ることが出来ない場合に發生する權利であつて、A は單にその子孫の限嗣物權 (*tail*) の權利を消滅せしめ得たにすぎぬ結果、處分の自由である點においては *fee simple* と同様であるが、A に直系卑屬が生れない時は消滅し、殘餘權者 (茲では次弟の如きもの) または復歸權者 (相繼産設定者たる父または母の父の如き者およびその相續人) の現有に歸する條件附の低級不動産物權である。

したがつて長男からこのような *Base Fee* を讓受けた者や、それを擔保として金を貸した抵當債權者の地位は極めて不安定なものである。何となれば、かれらの有する權利は、その前主 (茲では長男) が「生きた子孫」をもたずして死亡するようなことがあれば無効にされてしまうからである。

したがつて實際問題として、長男は自分と取引してくれる人は、誰も見出し得ないか、たまたま買主や抵當債權者を見出すことができても、かれらはその財産の眞の價値よりも非常に少い金額 (即ちその差はいわば長男が生存卑屬なくして死

亡する危険に對して、第三者が徵收する保険料を示すものであるが)しか長男に支拂うことを承諾しないであろう。逆にいえば、家父の地位は、その長男の地位の不安定性そのものにおいて確乎たる支持を見出すことになつたのである。

父の希望は、長男ができるだけ早く自分に歸屬した權利を金に換えたいと思つてゐる時に、その長男が首動者となつて財産の讓渡をなす一切の可能性を豫防するにあるのである。

ここにおいて、これらの相反する希望を調和する方法がすみやかに發見されなければならなかつた。

その方法は長男を懲慚して、その限嗣不動産物權を單純な畢生間の不動産物權 (estate for life) に變更せしめることを承諾させ、その代り長男の拂う犠牲の對價として、その父の死亡に至るまで、父の畢生間のエステートをして負擔せしめる年々の地代負擔 (rent charge) を、直ちにかつ繼續して支拂うという形式で、金錢的賠償を長男に約束することに存するのである。

これらの結果に達するがためには、家族相繼産設定の條款を新たに整理することが必要であつた。これが「相繼産再設定」の目的であり、この再設定は技術的には二つの行爲によつて實現されるのである。

第一の行爲は土地の占有者たる父に對し、その同意を得て、かれに對し提起された “recovery” の方法により限嗣不動産物權を完全に廢除するに在るのである。所謂 complete disentailment である。

父はそこで一時、無制限相續不動産物權を與えられることになるのである。しかしこの物權は最初の家族相繼産設定において、長男の「エステート」に對して優先するように創設された種々の物權の負擔を帯びてゐるのである。第二の行爲は擬制的土地回復訴訟に續いて行われる相繼産再設定捺印證書 (resettlement deed) の作成である。

この證書はまず爾後長男に對し、父によりその死亡に至るまで負われる年々の地代負擔 (rent charge) を規定する

ことによつて始まるのであるが、長男にしてみれば、この年金がなければ、相繼産再設定證書を受領する利益は存しないわけである。

それに次いで表示されるものは、父の畢生間の「エステート」、生存寡婦に對する合意上の寡婦遺留産、および最初の「相繼産設定」より既に生じていた、他の子女の取得部分である。

それから新なる證書の主要なる約款が現われるのであり、これによつて長男は、從來有していた Estate tail の代りに、最早畢生間の「エステート」しか與えられないのである。新なる世代に對して家産の保護が保障されるのは、實にこの約款によつてである。

その次に長男の生まらべき息子たちの爲に、傳統的型における contingent remainder 即ち男子限嗣不動産物權の一聯が規定されるのである。

最後に長男の系統があるいは消滅してしまうことに備えるために、丹念に作られた「相繼産再設定證書」では、それ本来の畢生間の物權者（この場合では父）の第二子およびその生まらべき子、さらに引續いてその他の子らおよびその生まらべき子らのために畢生間の「エステート」、並びに「殘餘權」としての限嗣不動産物權の設定を表明するのである。

ことに非常に屢々生ずることは、「相繼産再設定」の行爲は、長男が婚姻せんとする際に行われるということである。かかる場合においては、補充的規定が「相繼産再設定證書」に附加せられ、將來の夫が受くべき年々の「地代負擔」とその父の畢生間の「エステート」との間に挿入せられるのである。その第一の規定は、長男の將來の妻のために合意上の寡婦遺留産を規定するのであるが、總ての點において最初の相繼産設定證書において、長男の母のために設定せられた

寡婦遺留産に類似しているのである。また豫定された婚姻より生まるべき子らの父が、かれらの祖父よりも先に死ぬかもしれない場合に備えて、その婚姻より生まるべき子らの需要を満す目的で、「信託」において「受託者等」の爲めに、一種の地代負擔を創設するのである。もしかかる地代負擔が無ければ、實際そういう偶然のことが生じた場合に、子らはかれらの父の死と、かれらの祖父の死を隔てる時の間において、なんらの權利をも行使することを得ないであろう。何となれば一方において、かれらの父が死亡した時には、祖父により子らの父に對して負われている地代負擔は消滅しているのであるが、他方において祖父の死亡に至るまで、子らの祖父は依然として、かれの畢生間の物權 (his original estate for life) を享有しつづけているからである。

最後に、その婚姻によつて生まるべき娘および次男以下の男子の取得分の支拂保障として役立つべき、例えば五百年の不動産賃借權を「受託者等」(一般に前のセトルメントにおける受託者と同一である) のために設定するのである。

また將來の配偶者たるべき者には、屢々これらの子供達の取得分を決定するための財産取得者指定權が與えられるのである。この場合にも相繼産再設定證書においても、最初の相繼産設定證書のこれに相應する約款を再現するのである。

上述のような相繼産再設定の方法は、複雑ではあるが、家産の維持のためには、巧妙にしてかつ有效なる機構であることは確かである。そして各新世代毎に新しき「相繼産再設定」の行爲が、古いものに代わるようになってから、英國の實務家は、第十八世紀以來、觀念的には無制限の期間、特定の家族中にその大なる私領地を維持することを保障するために、この方法にたよつて來たのである。

ここによく注意すべきことは、「リセトルメント」なる法律行爲は、完全に財産の自由なる讓渡に關する公益上の原

則を尊重しているということである。即ち父の立場からいえば、その子との合意によつて、一切の家族的追及から解放された無制限相續不動産物權を生ずる「リカヴァリー」の訴權の行使に應ずることを妨げ得るいかなる義務も父には負わされてはいないのである。さらに子の立場からいえば、その有する限嗣不動産物權を無制限相續不動産物權へではなうにしても、少くとも低級相續不動産物權 (base fee) に擴張し得る「フアイン」の方法に據ることを差控えるならぬの義務を負わないのである。したがつて財産永久拘束禁止の原則はよく保持されているのであるが、父およびその長男に對し、自由に締結された合意によつて、次の世代に對し、他人の爲めに相續財産を絶對的に(或は對世的に)處分する可能性を引渡すことを禁ずることはできないのである。この點はフランスの古法上に存した substitution fideicommissaire (世襲的介立相續制) と比較すれば明瞭である。この制度は、フランス古法上において、長子相續制と相並んで、當時の貴族制度の支柱を成していたものであり、その仕組は、或る人がその生前處分または遺言(終意處分)によつて、greve (受託者または負荷者と譯すべきか) と稱せられる者を指定して、この者に財産を贈與または遺贈し、greve は目的財産をその畢生間保有するのであるが、その目的は、受託者が死亡した際に、目的財産を最初の財産處分者 (disposant) によつて指示せられた他人即ち appointee (被指名者) と稱せられる者に移轉するにあつたのである(この制度は現行フランス民法八九六條によつて禁止せられ、ただ孫または甥のために例外的に認められているにすぎない)。

即ち一五六〇年および一七四七年の勅令發布後におけるフランス古法においては、世襲的介立相續の存續期間は三代に限られていたのであるが、最後の被指名者は、自分で更に二世代を限つて有效なる新しき介立相續を創設する權利を相變らず保留していたのである。そして代々同様な方法を繰返して行つたのである。

以上のごとき點は、英國の「リセットルメント」と類似しているが、その重大な差異は、フランスにおいては、最後

の被指名者は、ただ道徳的または感情的な考慮によつてのみ行動する傾向があつたのであるが、英國においては、長男をして「リセットルメント」に應ずるようには決意せしめるためには、それらの考慮の外に、或る學者が「決心のつかぬ人」を納得せしむることを目的とする「腐敗せしむる餌」(appâts corrupteurs)とよんだところのものが加つていたのである。

しかのみならず「リカヴァリー」「ファイン」等の訴訟は、複雑な、費用のかかるものであり、これらの擬制訴訟の御蔭を蒙つてゐる者を除き、いかなる人もその廢止を希望してゐたのであり、前にも述べたように、一八三三年の *Fines and Recoveries Act* によつて、古く擬制訴訟が廢止せられ、爾後限嗣不動産物權を無制限相續不動産物權に擴大することは、單に限嗣物權廢除證書 (disentailing assurance) と稱せられる捺印證書の作成のみによつて可能となり、ただその作成後六ヶ月内に登記することを要するに至つた事情は置において詳述したところであるが、この法律の發布後においても、resettlement の實質を手續は、その發布前と大差がないということに注目すべきである。

即ち “Fines and Recoveries Act” もまた Settlement 中に “Protector of the settlement” 「相繼産設定の保護者」と稱せられる新人物を導入したのであるが、その役割は次のごときものであつた。即ち長男が土地を占有せざる限り、換言すれば父の死亡に至るまでは、長男は、かれだけの行爲によつては、「低級相續不動産物權」(Base fee) しか「限嗣物權廢除證書」によつて第三者に讓渡することを得なかつたのである。あらゆる第三者に對して (erga omnes) 有效な無制限相續不動産物權を讓渡し得るがためには、長男は捺印證書によつて表明された保護者の同意を得なければならなかつたのである。この保護者なるものは、最初の相繼産設定證書によつて、設定者によつて任意に指定された者であるが、事實上は常に畢生間の物權者たる父であつたから、一八三三年以後においても、事情はそれ以前と

全く同一であることを知るのである。換言すれば、長男は以前に *fine* の方法によつて單獨に得たる結果を依然として單獨に得ることができたし、同様にかれは保護者たる父の援助を得て、以前には父の同意を得て父に對して提起した“*recovery*”の訴權の行使によつて得たると同一の目的を達することができたのである。

尤も長男は單獨で限嗣不動産物權を廢除して“*base fee*”を得ても、かかる低級相續不動産物權は、法律的に見て脆弱であり、經濟的に見てもあまり價値がなかつた。何となれば、かかる權利は、前述のように一定の條件の下において無制限相續不動産物權に擴大することが可能だつたに過ぎないからである。

第一にかかる低級相續不動産物權と「殘餘權」または「復歸權」としての「無制限不動産物權」とが、*Fines and Recoveries Act* の第三九條によつて、同一の人に歸屬した時は、混同 (*confusion*) によつて完全な *Fee simple* となつたのである。しかしかかる状態は、すでに研究したような普通の約款を含む家族相繼産設定においては發生し得ないことである。

もし長男がその有する *tail* の權利を單獨で、*base fee* における *estate* に變じた後、それを *fee simple* に換えるために「相繼産設定の保護者」たるその父の同意を事後において得たとしたならば、かれはその父の協力をもつて、新しき限嗣物權廢除證書を作成することによつて、それをなし得ることはいうまでもない所である (同上法律三五條)。

もし保護者が死亡したならば、長男は單獨ですらこれをなし得るのである (同上法律第十九條)。この場合には、實際、問題になる死は畢生間の物權者たる父の死なのであるから、この條文に規定する所もなら驚くに足らないのである。何となれば長男がこの新行爲をなし得る時期においては、かれは現に占有物權者であらうからである。

一八三三年以前においてすら、かかる物權者は常に一人で行動して無制限相續不動産物權の權利者となることができ

説 たのである。

論 最後に注意すべき點は、一八七四年の Real Property Limitation Act の第六條の文言によれば、base fee における「エステート」をもつて對抗し得ざる人々即ち「殘餘權」または「復歸權」としての「エステート」の権利者の有する權利は、限嗣物權者がその讓渡された財産の占有に入つた時より起算して、十二年の時效によつて消滅するのである。それでこの期間が経過した後においては、“base fee”におけるテナントは總ての人に對抗し得る權利を有することになるのである。

以上によつても明かなように、英國の家族相繼産設定の長き生命を保ち得たのは、實に Resettlement なる繼續的更新の可能性に存したといえよう。

- (1) Jarman on Wills (5th Ed.) i. 213.
- (2) Holdsworth, Historical Introduction to Land Law, p. 217.
- (3) Holdsworth, *ibid.*, p. 219—220. C.H.S. Fifoot, English Law and its Background, p. 122.
- (4) 増島「英法辭典」二五三頁
- (5) André Bertrand, Les assises patrimoniales de la famille anglaise, Les “Family Settlements,” p. 301 et suiv; William Geldart, Elements of English Law, Fourth Edition, p. 115.
- (6) この resettlement の場合に、父と長男の estate for life が生ずるのであるが、父の畢生間の物權は、his original estate であり、長男の有する畢生間の物權は、an estate for life expectant on the death of the father である (Goodeve's Law of Real Property, Fourth Edition, p. 75.)

XI 所謂王政復古 (Restoration) 以後に於ける英國經濟事情の變遷

先にクロムウエルの Commonwealth の時代において、政治的理由に基き土地を沒收せらるる危険を避けんがために、近代的家族相繼産の機構が發明せられた経緯を述べたのであるが、一六六〇年の政治上における王政復古は、クロムウエルの過度の専制に對する、ほとんど避くべからざる反動として、常に王國に忠實であつた (Tanded gentry) (土地貴族または土豪とでも譯すべきか) の優越的地位を強調するに過ぎなかつたのである。

この「ランデッド・ジュントリー」こそ、下院のための選舉に及ぼしたそのコントロールによつて、統治政策の方向につき間接に責任を負うべきものであつた。一八三二年の Reform Act に至るまで、政治上の實情はかくのときもであつた。治安判事 (Justice of the Peace) の職權によつて、あらゆる地方統治の首位にある者もまた「ランデッド・ジュントリー」だつたのである。さらに十七世紀の終り頃に根菜類栽培²⁾が採り入れられるようになった廣大な農耕地および近代的耕作方法が尊重せられた巨大な小作地を主宰していたのも實に土地貴族であつたのである。そうしてこれらの大なる小作地の形成は第十八世紀において、村落共有地或は入會地 (common fields or open fields) の損害において、原野に垣を繞らすことによつて可能ならしめられたのであり、英國農業の飛躍的發展のためには、必ず通らなければならぬ道ではあつたが、これがために土地兼併、小農没落の結果を惹起し大なる社會問題となつたのである。これを Enclosure movement という³⁾。かくて第十九世紀の産業革命およびマンチェスター學派の自由貿易論の勝利を得る日まで (一八四六年穀物條例廢止せらるる)、農耕地は、國民の富の重大な要素中に數えられていたのであり、土地貴族はしたがつて社會的優越性を保持していたのである。

大地主たちがかれらの財産をその家名の相続人であり、家族的勢力の承継人であるところの長男に分割せずに移轉せんとする希望は、上述のごとき事情の下においてのみ生じ得たのである。

しかるに他方において家産分裂の危険もまた同時に存在したのである。それは既に一五四〇年の Statute of Wills によつて道を開かれ、一六六〇年の Statute of Tenures によつて確認せられた遺言の自由であつた。遺言の自由なるものは、その中に血統の相続人の損失において他人に恩恵を與える危険並びに、遺言者のすべての子らの間に土地が細分せらるるに至る危険を包蔵するものである。

したがつて遺言の自由の範圍が擴大せられればせられるほど、長子相続制の確保のために、家族相続制度を維持せんとする心理もまた硬化せざるを得なかつたのである。

しかし多數の相続産設定に際しては、以前よりも、より内容の充實すると共に、より柔軟な法律技術の助けをかりて財産處分者の配偶者および次弟次女以下の者のために、その需要を満すべき機能を Family settlement に賦與せんとする氣運も濃厚になつて來たのである。

さらに第十八世紀の末頃、ことに第十九世紀中に英國の經濟的均衡は深刻に變化したのである。商業は相變らず發達しつづけた。そうして大工業は新に生まれ、かつ巨大なリズムをもつて増加して行つた。この新しき國力の諸要素はその發展を制限していた保護主義ことに農業に對する保護主義の廢止を要求した。これらの諸要素は、久しい前からコブデンおよびマンチェスター學派によつて要求せられていた麥に對する輸入税の廢止の投票によつて勝利を得たのである。この日に、會つてローマ時代ヨーロッパの穀物倉とまで稱せられた古き英國なる農業國は永久に死んだのである。そしてその廢墟の上に近代英國が建設されたのであつた。即ち石炭と鑛礦爐と機械工業の英國であり、かかる英國

は、世界市場に突進して十九世紀の末頃、世界に對して争うべからざる經濟的ヘゲモニーを行使したのである。このような巨大なる進化が行われるにつれ、南部の農村は見棄てられて、北部の工業都市のみがひとり甚しく増加し、そこで新なる巨大な富が作られたのである。都市の大銀行家、大商人、工業家そして最後に國富の最大の淵源となつた炭山の所有者等が出現するに至つたのである。これらの者の財産の構成は、「土地貴族」のそれと全く異つていた。即ち土地はかれらの財産中の任意の一要素に過ぎないのであり、昔日のごとく家族的繁榮の根本的淵源たることをやめて、他の動産の要素と對比せらるべき單純な財産上の一項目をなすに過ぎなくなつたのである。かかる財産的要素中の或るもの即ち「株券」のごときものは、すでに當時において「物的財産」の排他的屬性であつた永久の性質を獲得していたのである。換言すれば、「萬代の寶」たるものは土地のみには限らなくなつたのである。この時代になると、家長の希望は最早長子相繼制の原則の技巧的にして確實なる適用を保障するといふのではなくして、反對にその總ての財産の部分を一つのブロックに併合し、それがやがて、かれらの子らの間に公平に分配されることにあるように思われたのである。この目的のために、土地はより、分割し易い株券のごとき金錢的等價物に變更され、したがつて Family settlement の設定は最早「物的財産」を對象とせずして「人的財産」を對象とするに至つたのである。

しかも皮肉なことには、その祖先のあまりにも大なる先見の明や將來幾世代にも亘つて家産を保持せんとする希望によつて悩むようになつたのは、實はその家族そのものに外ならなかつたのである。何となれば、かれらの祖先は、かれらの死後に生じた經濟上の一切の變化、即ち一般的には、より、生産的ではあるが、より、高價なる耕作方法によらねばならぬということや、一八四六年穀物條例の廢止以後において農事に關し、外國の競争に對して戦わねばならぬ益々深刻な困難等はいかれの全く豫想しなかつたところだからである。

(1) Bertrand, *ibid.*, p. 201.

(2) 英國では十七世紀までは農耕地を三分して、秋蒔圃・春蒔圃・休閑圃とし、順次にこれを耕作して行く所謂三圃農法 (Three-field system) 或は Two-field system, Six-field system, Twelve-field system 等の所謂輪栽農法 (rotation system) をとり、穀物ばかり植えていたので土地が瘠せて来たのである。そこで十六世紀の末頃から休閑圃に當るところに trap root 根菜類 (蕪・甜菜・人蔘等) を栽培して土地を肥えしめ、さらにこれらの根菜類は家畜の飼料となり、これを食べる家畜によつて土地は益々肥えるに至つた。かかる農法を Norfolk system という。

(3) Enclosure movement (土地圍込運動) は、産業革命運動の一環を成す農地革命運動である。十八世紀の半頃までは、英國の農村においては、所謂開放農地制 (open field system) が行われており、莊園制度の下に農民は七つの階級に分れて、耕地、牧草地、荒蕪地に對して、それぞれ異つた權利を有していたのであるが、「かれらを大別すると、主として労働者を使役することによつて生活をなしていた者と、主として他人に労働を提供することによつて生計を立てていた者とになる。」

しかし後者と雖も、僅かながらの土地を自家のために耕作し、共同の牧草地や森林において、一・二頭の牛や豚を飼ひ、或は森林や荒蕪地より燃料なり建築用材なりを自由に伐採することはできたのであつて、未だ純然たる農業労働者ではなかつた。

しかしかれらの有する土地は、莊園の方々に、飛離れて存在しており、所によつて地味の肥えたところも瘠せたところもあり耕作上の不便も少くなかつた。元來、莊園なるものは、共働協力によつて結合し、かつ比較的平等の觀念によつて維持せられた諸家族を社會的單位として發達したものであつた。總ての者が労働においてまた善惡兩地の所有において分配に與つた。その結果は、個人主義以上の或るものであり、能率を度外視した或るものであつた。即ち何人もかれが最上と考へた時に耕作することを得ず、或は機宜に適した改良をも施すことができなかった。即ち莊園の基礎をなすものは、その比較的高度における個人的進歩よりも、むしろ比較的低位度における團體的福社であつた。したがつて農耕に適する土地を木柵、生籬等によつて圍込んで能率的な耕作をなさんとする試みはすでに十二世紀頃よりも行われ、一領主がかれの小作人の所有地をも、かれ自身の使用のために圍

込むこともあつたし、共同使用の對象として残つていた原野、牧場、不毛地をそれぞれ單獨にまたは農耕地を一纏めにして圍込んだこともあつた。しかるに十七世紀の半、チュードル朝による王政復古があつた頃から、英國内においても、また海外においても、羊毛に對する需要が増進して牧場の圍込を促し、毛織物工業の發達は、植物性染料即ち番紅花・大青インディゴに對して未曾有の需要を生ぜしめ、これらは圍込地において最もよく生産せられた。さらに都市における製造工業の急激なる發展は、これに従事する労働者による穀物の大量消費を來さしめ、多量の穀物の生産のために土地の圍込を促したのである。

しかしかかる土地の圍込は、小作農民に非常な不利益を及ぼし、一揆も頻發したので、これを取締るために多數の土地圍込に關する法令が發布せられている。これを Enclosure acts という。土地の圍込は、現在でも行われているが、一八四五年の Inclosure Act 以後は、この問題については Inclosure Commissioners が主管していたが、現在では農漁大臣 (Minister of Agriculture and Fisheries) がこれを監督してゐる。

Baldwin's Century Edition of Bouvier's Law Dictionary, p. 532. には、Inclosure を定義して "The extinction of common rights in fields and waste lands" として入會地における入會權の廢止のごとく説いているが、實情は上のごときものであつた。なお堀經夫氏「英吉利社會經濟史」一一九頁以下、管菊太郎氏「世界農業史」一八一頁以下、Ernie, English Farming past and present (Fourth Edition) 37 seq. 56 seq. 122 seq. 參照。

(4) Bertrand, *ibid.*, p. 202. et suiv.

(5) 穀物條例の經濟的意義については、マルサス著(楠井隆三、東嘉生譯)穀物條例論(岩波文庫)參照

III 畢生間の物權者 (Tenant for life) の地位

Family settlement における所有權プロプライエタリは個人に歸屬してゐるのではないので、家族ファミリーに歸屬してゐるのである。素人眼には現在の當主が相繼産設定地の絶對的所有權を有するがごとく見えるのであるが、法律上はこれらの土地の畢生間の

物權者 (Tenant for life) に過ぎないのであり、その土地の讓渡權を有せざるは勿論、相繼産設定證書中に特別な免除約款を挿入せざる限り、waste の法理により、その土地に對して永久的毀損を加えたり、その土地を變更することを許されなかつたのであり、長期の賃貸借契約をすら締結することを得なかつたのである。

しかし土地圍込運動 (Enclosure movement) によつて大農制度が確立され、穀物條例の廢止によつて自由貿易への道が開かれ、蒸氣機關、紡織機等の發明によつて工場制機械工業が急激に發展した十八世紀の後半以後における産業革命の時代に至つては、家族相繼産の現實的權利者たる畢生間の權利者の地位も大なる動搖を受けざるを得なかつた。以下にこれらの事情につき分説しようと思う。

a 産業革命が畢生間の權利者の權能に及ぼせる影響

英國の産業革命は、これに先立つて完成した價值革命の必然的所産であつた。

十六世紀における Gutenberg の印刷術の發明は知識の普及を容易ならしめて、文藝復興の氣運を醸成し、宗教改革によつて人々は、黄金時代を歴史の初めではなく、これを未來に置くに至り、天國を彼岸においてではなく地上にこれを求めんとするに至つた。さらに一四九二年の新大陸の發見や、アフリカ、印度、東洋諸方への航路の擴大は、從來の閉鎖的經濟圏内における貨財の交換をして、極めて規模の大なるものたらしめ、かかる廣域商業の決濟のために、大銀行の發生、爲替手形等の信用手段の利用を促すに至つたのである。したがつてかかる貿易や、アメリカ大陸等の鑛山の開發によつて、貴金屬・貨幣のヨーロッパに流入した額は巨大なものであり、さらに貿易・交通等のために幾多の會社が設立されて、株券のごときものも、土地と同様な恒常的な富の源泉となるに至つた。ここにおいて土地的の富と、新

しき型態における動産的富の間における均衡がやぶられ、經濟上における價值革命が完成するに至つたのである。かかる經濟的要因と他方宗教改革、文藝復興等によつてもたらされた精神的遷移によつて、中世の封建的依存關係が解放せられ、もしくは著しく個人化されるに至つたのである。

これが英國において機械工業等の發達による産業革命が成就される前夜の狀態だつたのである。

第十八世紀の末より第十九世紀の初めにかけて、僅か半世紀足らずの間に英國の産業が飛躍的發展を遂げた直接的原因としては、Wattの蒸汽機關、Kayの飛梭、Hargreaves, Crompton等の紡績機械、Arkwrightの紡糸機械、Cartwrightの織布機械の發明によつて、綿布その他織物の多量生産が可能になり、從來の手工業的生産様式を近代工場組織に改めたことも、その能率を高める上に非常に役立つたのである。さらに一八〇三年にはFultonによつて最初の汽船が建造せられ、ブレンキン・ソップが鐵道に依つて石炭を運搬するに蒸汽力を使用したのは一八一一年、一八一四年には倫敦タイムズ新聞社も印刷機械に蒸汽力を使用するに至つた。またハンブリー・デヴィの安全ランプの發明によつて石炭は何程巨額の分量でも容易に得られることになつた。

時恰も、アダム・スミスの富國論が一七七六年に現われて、ギルドその他の中世紀の遺風なる排他主義・獨占主義を廢し、有らゆる産業を悉く機會均等の基礎の上に置かんとし、分業によつて生産能率を促進せしめよと主張したことは産業革命の成功した精神的基礎であつた。そしてスミスの感化を受けたWilliam Pitt(一七五九—一八〇六年)、Huskisson, Cobden, Bright, Peelらの政治家が、スミスの主張を政治上に實現したのである。

かくて價值革命に續いて行われた産業革命は、英國の有らゆる社會制度に深刻なる影響を及ぼしたのである。産業革命によつて惹起せられた經濟的變化が急テンポで繼續せられている間、工業北部の重要性は小止みもなく増大

して行つたのであるが、農業南部の重要性は次第々々に減少して行つたのである。

絶えず新しき鑛山は開かれ、新しき工場は建設せられた。かくして新しき都市の出現すると共に、古き都會の郊外は田舎の方に延びて行つた。工場が建つて新しい機械が据つけられ、その工場の周圍に労働者群を居住せしめるためである。かくの如くにして處分し得る土地の必要が益々感ぜらるるに至つたのである。かかる變化に並行して、英國は農業の防護者たる保護主義より、商業と工業の味方なる自由貿易主義に進化したのである。この傾向を顯著に示す二つの徴表をあげれば、一八四六年の穀物條例の廢止と一八六〇年における佛英通商條約である。この條約は所謂最惠國條款 (most favored nation clause) を伴う條約として重要な意義をもち、各國の關稅の基準を低める傾向を有するのである。

かかる情勢下にあつて英國の農耕はより、困難になつたのである。農業收益は益々少くなり、能率の問題は、さらに重要になつたのである。

土地のよき管理のためには、土地に對し最も廣範圍の最も完全な權利を有する人、社會狀勢變化のテンポに應じて益々増大する活動力を行使し得る人を要求するのである。

かかる時代になつて見れば、その全機能上單に畢生間の物權保有者に過ぎない者の手中に土地の經濟的支配權を置くに至る Family settlement の制度の不合理性は益々顯著になるのである。

遺言によつて家族相繼産を設定する場合には勿論、婚姻の際に設定せられる最も念入りな marriage settlement においても畢生間の物權者が家産を喪失することを恐れて、土地の管理上畢生間の物權者にとつて、最も必要な權能をわざわざ除いて、その他の一切の權能を規定するのが普通だつたのである。即ち最も重要な土地の賣却の權能も、畢生間

の物權保有者ではなく、受託者トラスティーズに與えられるのが最も屢々生ずる現象だつたのである。ことにかかる受託者は、相繼産設定による受益關係には全く關係なきものであり、settlement そのものの客體を破壊する權能(賣却權)を行使する前には、自然長い間躊躇せざるを得なかつた。

かかる缺陷を補充せんとして試みられた努力は、確かに大なる範圍において有效だつたのである。しかしその努力は充分たり得なかつたのである。次にこのような努力が如何なる方法によつて實現せられたかを検討しよう。

b 畢生間の物權者の有する實際上の權能

Frederick Pollock, Land Law, p. 9 は、Settlement および Resettlement の下における土地貴族の地位について次のように述べている。

「莊園の領主は、すべての人々によつて所有者と呼ばれている。人はこの莊園はかれに屬するという。庭園も家敷も耕地もかれのものだという。しかしわれわれは、なんらの懸念なくして、かれはその莊園のあらゆる部分の完全にして自由な所有者であると確言することはほとんど不可能である。かれは畢生間の物權を有する一制限所有者(a limited owner)たるに過ぎないのである。もしかれが「完全な所有者となるまで」待期するだけの財源、精神の獨立性およびその階級の傳統を破り、その教育の傾向に背き、かつその家屬の忠告と感情とも拘らず、それらの人々との不和の状態の中において忍耐する精力を有していたとしたら、かれは完全なる所有者ともなり得たであろうと思われる。かれが常に信頼を置く人々は、かれに對し勿論全く眞面目に、在り來りの遺方が家族にも土地にも小作人にも國家にとつても最もよい方法であるということを用いであらう。そして確かにこの遺方がこの場合かれにとつて最も安易な方法なのであ

説
論
る。かれが自分自身を拘束し得る年齢(成年)に達するや否や、かれは新しきセトルメント中に入り、これによつてかれ自身の権利は、かれの前者たる父と同様に畢生間の物權保有者 (Life-tenant) のそれにまで減縮せられるのである」と。

さらに畢生間の物權保有者の地位に關しては、Arthur Underhill, Century of law reform, pp. 284—85 において、鮮かに描き出されている。

「遺言または相繼産設定證書が、明示的な土地委託を含む(屢々そうではなかつたのであるが)場合を除き、畢生間の物權保有者は、如何に望ましきことであつても、「セトルメント」に附された財産を賣却し交換し、分割することは不可能であつた。もしその土地が貧弱な土地、品位^{ディニテ}においては富んでゐるが、收益においては劣等な土地より成るならば殊にその土地の負擔する次男以下の子女の取得分が重要なものである場合には、畢生間の物權保有者は、あまりにも屢々「不利益な相續物」(damnsa hereditas)を見出したのであり、それらの取得分の利子を支拂つた後には、その收益は不幸なる畢生間の物權保有者には、單に一人前の食料^{フィックス}しか殘存せしめないものであり、種々の(積極的な)改良を行うことを不可能ならしむるのみならず、普通に修理された土地を保存することをすら絶対に不可能ならしむるのである。畢生間の物權者が「永久的毀損に對して非難されることなし」と明かに宣言せられている場合を除き、かれは新なる鑛山を採掘することはできないのである。しかしこれらの無能より以上に畢生間の物權者にのしかかるものは、また一般的な財産の發達に對して妨げとなるものは、かれが長期の不動産賃貸借契約を締結し得ないということである。したがつて富める鑛山が、「セトルメント」に附された財産の下に眠つてゐる場合でも、或は隣接都市の發達によつて、その土地を建築敷地に變更せしむるに適當なる場合、即ちその借地料が小作賃貸料を遙かに超える場合でも、畢生間の物權

者は、假令かれらがその鑛山の開發のために必要な資金をもつていたとしても、これを採掘することを得ないのである。さらに *building leases* と稱して、建築の義務を伴う賃貸借を締結することを得ないのであるし、また *fee farm* と稱して、普通の土地賃貸をなす代りに、他人に *Fee simple* の権利を附與し、その保有者より賃料同様に一定の保有料を永久に支拂わしむる方法において、かかる年賦金を對價として、建築をなすために相繼産設定地を賣却することを得ないのである」と。

以上のごとき記述によつて、畢生間の物權保有者の經濟上の無能力がかれ自身に對し、その家族に對し、さらに、かれに畢生間の權利のみを與えることによつて嚴に保護せんと欲した相續私領地に對して惹起する處ある不合理な結果を認識するに充分であらう。

換言すれば、土地を買入れたり、または多少長期に亘つて土地を賃貸する必要が以前よりも、遙かに強く感ぜられる時代において、相繼産設定地として有らゆる法律上の取引の圈内より離脱せしめんとする企圖が *Family settlement* の致命的問題となるに至つたのである。

c 畢生間の物權者の財産處分の困難と議會の關與殊に *Private Act* に關し

畢生間の物權者の地位は以上のごときものであつたが、實際問題としては、相繼産設定證書を作成する時に、最も慎重な「土地讓渡證書作成辯護士」(或は狀師と譯すべきか)によつて、畢生間の物權者に對し適當な處分能力を與うる旨の規定を挿入して置けばよいのであるが、しかし「セトルメント」の證書中にかかる委託を缺くことは任意的であり、同一の物權保有者にあまり多くの權力を與えることを恐れる設定者が、故意にかかる委託規定を置かない場合も尠くな

説
かつたのである。

したがつて經濟上の必要から畢生間の物權者が廣範圍の處分能力を要求する場合には、議會の協力に俟つ外はなかつたのである。

最初には困難が生じた場合に、かれがたより得る唯一の手段は、議會へ行つて Private Act の投票を懇願することであつた。

Private Act of Parliament は所謂 Public Acts に對するものであり、特定個人のために、その者に關する個人的事項を定むる私的制定法であり、Naturalization Acts (歸化法) Divorce Acts (離婚法) Change of Name Acts (改姓法) のとききものである。これらの私的制定法は、通常印刷に附せられることはないが、House of Lords の Copyists' Office において、手數料を支拂つてその謄本を得ることができるとである。

畢生間の物權者は、このような私的制定法によつて決定せられ表明せられたために相繼産設定地の或る部分を賣却し、交換し、分割する等のが許されたのである。しかしかかる私的制定法を得るまでの手續は、長い時間を要し複雑であり、ことに非常に費用のかかるものであつたから、王國中の最も大なる家族のみがかかる制度を利用し得たに過ぎないのである。したがつて大部分の土地所有者にとつては、この手段は全く効果なきものだつた。したがつて一般の畢生間の物權者に救済を與えるがためには、さらに一般的な Public Acts の制定に俟つ外はなかつたのである。

この種の制定法は、まず一八四〇年および一八七七年の間において發布せられたのであり、Improvement of Land Act, 1864; Limited owners Residences Acts, 1870 and 1871; Limited owners Reservoirs Act, 1877 等の諸法律がそれであり、これらの法律により、相繼産設定の客體たる財産の改良をなす目的で、例えば排水工事、莊園邸宅

の修繕、水利工作物築造等のために、畢生間の物權者が金錢を借入れ、その返還は、これらのセトルメントの客體たる財産の負う物的負擔によつて擔保するというようなことが許されるに至つたのである。

第二には、一八五六年に初まり一八七七年に至る *Settled Estates Act* の發布であり、これらの法律によつて、總ての物權保有者には、二十一年の不動産質貸借契約を單獨に締結することが可能にされたのである。さらにかは、高等裁判所 (*High Court of Justice*) の衡平法部の許可を得さえすれば、セトルメントの客體たる土地を賣却・交換または分割することを得たし、二十一年の小作質貸借契約、四〇年の鑛山の質貸借契約、九九年の建築の負擔を伴う質貸借契約の締結をなし得たのである。

この種立法の進歩はすでに著しきものがあつた。何となれば、一八七七年の法律は、非常に一般的な字句をもつて規定されており、かつ議會または大臣の許可に代うるに裁判所の許可をもつてすることを許したのであり、裁判所は、より一般的な、より敏速な救済を與え得ることになつたのである。

第三には、一八八二年の "*Settled Land Act*" の制定であり、*Lord Justice Chitty* が *Mandy and Roper's Contract* の事件において指摘するところによれば、「この法律の目的は、相繼産設定にも拘らず土地を融通物とするに在る。その主たる目標は、土地そのものおよびその土地に利害關係あるすべての人々の繁榮である」と。

この制定法は *Family settlement* の制度に至大の影響を及ぼしたものであり、この點については、後出本節 *II a* にあいて詳述するつもりである。

(一) *André Fourgaud, L'homme devant le capitalisme*, p. 96. に依れば、一四九二年のアメリカ發見につづく三十年間において(ヨーロッパにおける)貴金屬のストックの總量は倍加したように思われる。一五二〇年より一五五〇年までの間に、さう

にほぼ二倍に上り、一五五〇年より一六〇〇年までの間にその量はさらに二倍に達したという。

(2) Bertrand, *Ibid.*, p. 379 et suiv.

XIII 第十八世紀以後における經濟事情の變遷と家族相繼産制度の進化

英國家族相繼産制度に對しても、十八世紀末より二十世紀へかけての産業革命が最も深刻なる影響を及ぼしたのである。Family settlement の對象は、農事をもつて主たる生業とした時代における農耕地だったのであるが、産業革命によつて英國は、商業と工業をもつてその主要な産業とするに至り、セトルメントの對象たる土地も農耕地としてよりは、工場敷地、労働者を住わせるための住宅地としての意義を増大するに至り、さらに産業革命に先立つて行われた價値革命によつて、「萬代の寶」としての土地の價値が、通貨や株券の價値と等しく、もしくはこれに壓倒せられるに至つたからである。この情勢は土地法の範圍においても幾多の劃期的大立法を産み、財産保有の形態にも、甚大な影響を及ぼすに至つたのである。以下各項目について分説しようと思う。

a 一八八二年の Settled Land Act と不動産を客體とする家族相繼産

一八八二年の「家族相繼産設定地に關する法律」の立法目的は、XII においても一言せるごとく、相繼産に關する當面の最も主要なる権利者たる畢生間の物權者、所謂 “limited owners” に對して、産業革命後の社會情勢に應ずるできるだけ廣汎な、できるだけ有能な權能を附與するに在つたのであり、この法律によつて畢生間の物權者は、相繼産設定地を賣却し賃貸する權能を得、濫用防止のための特別なる保障條件に従つたとはいへ、設定證書に特別な規定の存しな

い場合でも、自己の裁量によつて行う土地の管理權ことに不動産改良の權能を増大したのであり、ただ mansionhouse (相繼産設定地内における主要なる邸宅) や heirlooms (家寶) を裁判所の許可なくして賣却し得ざるのみであつたのである。

産業革命後とくに問題になつたのは、building leases の問題であつた。この契約は賃借人が借地上に建物を築造し、groundrent (敷地代とでも譯すべきか) と稱する地代を支拂い、期間終了の際には、その建物の所有權を地主に移轉する約定をもつてする土地の長期貸借契約をいうのであり、期間は通常九十九年であつた。即ち新しき都會、新しき街區、工場・労働都市等が建設せらるる土地において興えられた building leases は、英國の大不動産所有者の多數に對し莫大な致富の原因だつたのである。また鑛山開發・採掘のためにする mining leases も同様重大なる意義を有していたのである。

また畢生間の物權者は、その土地がすでに負うている他の物上負擔からその土地を解放するために、或は土地の交換または分割を平等ならしむる性質を有する補足金を支出するために、或は相繼産の一部を構成する「記録による土地保有態様」を「自由なる土地保有態様」に變換するために「相繼産設定地」の全部または一部を抵當に附し得るに至つたのである。

Goodeve は、この法律による畢生間の權利者の權能を要約して次のごとくいつてゐる。譯語による誤解を防ぐために原文を引用すれば次の如くである。

A tenant for life—

(i) May sell the settled land, or any part there of, or any easement, right, or privilege of any kind, or

over or in relation to the same; and

- (ii) Where the settlement comprises a manor,—may sell the seignory of any freehold land within the manor, or the freehold and inheritance of any copyhold or customary land, parcel of the manor, with or without any exception or reservation of all of all or any mines or minerals, or of any rights or powers relative to mining purposes, so as in every such case to effect an enfranchisement; and
- (iii) May make an exchange of the settled land or any part there of, or other land; including an exchange in consideration of money paid for equality of exchange; and
- (iv) Where the settlement comprises an undivided share in land, or under the settlement, the settled land has come to be held in undivided shares,—may concur in making partition of the entirety, including a partition in consideration of money paid for equality of partition.

一八八二年の Settled Land Act は、Pollack によつて、“No such carefully devised measure of administrative reform in our land laws has been passed since the Fines and Recoveries Act.”と激稱せられたほど、當時の法律としては完備したものであつたが³⁾、その支配の理念は、第一には畢生間の物權保有者に許すに、第三者に對して、セトルメントに規定せられる他の受益者の權利が對抗し得ない物權を、その家族に屬する土地について與えることをもつてすることであり、第二には土地の交換買却等によつてこれを元本に轉換し、さらにこの元本が信託の制度の下に置かれることによつて、セトルメントの受益者たちの利益を保護するに在つたのであるが、立法者の所期したるがごとく充分の目的を達することを得ず、畢生間の物權者の權能において未だ充分なることを得ず、またかかる物

權者から土地を譲受けた權利承繼人に負わされる義務が重すぎるといふ非難があり、ついに一九二二年および一九二五年の大改正を促した事情についてはXIVにおいて詳述するつもりである。

(1) Frederic Pollock, *The Land Laws*, p. 192.

(2) Goode's *Law of Real Property*, (Fourth Edition) p. 499.

(3) Pollock, *ibid.*, p. 194.

b 動産を客體とする「ファミリー・セットルメント家族相繼産設定」の發達

第十七世紀において、新大陸の發見、東方諸國への航路の開始並にこれに伴う貿易によつて多くの金銭がヨーロッパに流入し、價値の變動を惹起し、ついで第十八世紀中において各種の工業機械の發明、工場制度の整備によつて英國にまず産業革命が起つたのであり、社會的に尊重せられる貨財は土地より、金銭・有價證券・土地の賃借權等に移るにつれて、相繼産設定の對象にも大なる變動を來さざるを得なかつたのである。

Family settlement は元來土地貴族の家庭のために、その最も大なる財産たる土地を超世代的に維持する方法だったのであるが、今や商工業者・金融業者が社會的に勢力を扶植するに至つて、かれらのために、その主要なる財産たる *Personalty* を客體とする相繼産の設定が與えられるに至つたのである。

英法上において *Personalty* とすは *Real Property* に對する言葉であり、往時において土地およびこれに附屬して一體を成すものたる *Real Property* が *Real Action* (對物訴訟) によつて保護を受けたのに對して、動産その他 *Personal Property* (人的財産) は *Personal Action* (對人訴訟) によつてのみ保護を受けたことから生じた名稱

であり、動産および土地の賃借権 (goods and chattels) を指すのである。

かかる人的財産について settlement を設定するに當つてまず氣附くことは、土地の場合と同様に Estate tail を設定することであるが、人的財産においては、その固有の意味でいわれる estate なるものは存在し得ないのであり、いかなる種類の人的財産であれ、A およびその血統の相續人にこれを譲渡することは、單にその譲渡された財産に關する絶對的權利を A に歸屬せしめるにすぎないのであり、A はこれを自由に處分し得るから、相繼産設定の目的を達し得ない。

ここにおいて人的財産を各體として相繼産を設定するには、信託 (Trust) の方法を採用し、かつ受託者 (Trustee) が信託違反 (Breach of Trust) を行わざるよう、嚴重な監督方法を考察する必要にせまられたのである。

つきに一九二二年乃至一九二五年の Property Acts 制定に至るまでの Personality Settlement につき、その構成および機能を研究しようと思う。

i 「動産的相繼産設定」の構成

動産的相繼産設定は、不動産ことに土地を主たる對象とするセットルメントの示唆によつて發生するに至つたことは勿論であるが、兩者共に豫定されている婚姻の際に設定されることが多いのであるが、遺言によつて設定されることも可能である。

「動産的相繼産設定」(Personality Settlement) の構成は極めて複雑かつ微妙である。したがつてその法律的構成をまず略述し、ついで繰返しその各要素について詳細なる説明に入るのが便宜たと思うのであるが、最も典型的な、婚姻の

際に行われる人的財産の相繼産設定の場合においては、財産はまず受託者等 (Trustees) に歸屬せしめられる。つぎに受託者らが「相繼産設定」中に持込まれた株式および債券を占有していること、かつかれらはその現存の状態に止まつていてもよければ、または夫と妻の同意をもつて、それらの物を賣却して、賣得金を信託投資證券 (trustee securities) に投資しても宜しいということを指定するのである。信託投資證券とは後にも説明することく、法律によつて列舉せられ、受託者が投資し得ることを認められた、信用ある特定種類の證券をいう。

つぎにその財産が保有せらるべき受益信託 (beneficial trusts) が宣告せられる。即ちかかる動産的相繼産設定より生ずる収益をいかなる人にいかなる方法によつて享有せしむべきかが規定せられるのである。

そしてこれらの信託は、財産が夫によつて提供されたか、または妻によつて提供されたかにしたがつて、その態容を異にするのである。

例えば、財産が婚姻前に妻に屬していたとしたならば、第一の信託は通常、妻の畢生間は妻のために存し、そして第二の信託は、もし夫が妻よりも生き残れば、夫の畢生間夫のために存するのである²⁾。

かくて當該の夫妻の畢生間は Personalty Settlement として設定された財産の元本は手を觸れられず、その自由なる處分は、収益のみに限られ、動産的相繼産に屬する元本は、心然的に第二の世代即ち子の世代の爲めに保存せられることになるのである。換言すれば、両親の死後においては、かれらの間に生まれた子女に絶對的權利を與えることになるのであるが、通常の場合両親が、その子等の取得分を決定する權能 (powers of appointment) を有することが、相繼産設定證書中に規定せられており、この指定權の行使は、共同に雙方の配偶者に與えられるか、それでは生存配偶者に留保せられるのである。この財産取得者指定權は、屢々その子の婚姻のに行使せられ、この瞬間においてそ

説 論
の子の取得分とせられた財産は、さらに動産的相繼産設定に附せられ、このセトルメントによつて、その子の取得すべき財産は、つぎの新たな世代に對してさらに保護せられることになるのである。

これを相繼産復設定 (Sub Settlement) としう。これは不動産に關する Strict Settlement の Resettlement に對應するものである。

したがつて動産的相繼産設定の基本的構成は、まず目的たる一切の財産を、婚姻の擧式までは、設定者(財産處分者)の爲めの信託におつて、ついで「賣却信託」(Trust for sale)の形式において、受託者らに移轉するという點に在るのである。この場合の最初の信託は、その豫定せられた婚姻が行われなかつた場合に、當該の財産を再び設定者をして自由に處分することを得せしめるためである。

第二の賣却信託は、ただつぎのような事實を明かにするだけなのである。即ちその相繼産たる人的財産を現在の形式および構成の下に保存せんとすることは、當事者の意思には存しないのであつて、その總ての子孫の間に、金錢またはこれに相當するもの(例えば株式、債券等)における持分の形式の下に分配を保障せんとするに在るのである。

そしてかかる動産的相繼産を設定せんとする信託の詳細な内容は、Trust instrument (信託約款證書)において規定せられるのである。

これは受託者らの役割を明確にするものである。かくのごとき相繼産設定の主要なる約款は、つぎのごときものである³⁾。

最初に規定される條款は、一般に「賣却信託」に依つて行われた賣却によつて得られた金額は、その條款が決定する條件の下に、投資せらるべきことを規定するのである。

しかしながら、賣得金の投資に關するこの種の條款は、「受託者」がかくのごとく行動しなければならぬというものを具體的に明かならしむる配慮をしないのが普通である。何となれば、適當な投資を見出すために秘密に必要な時間の外は、受託者は非生産的な金額を保持してはならぬということは「衡平法上」の一の確定的な原則だからである。(Moyle v. Moyle (1831), 2 Russ. Myl. 71. c.)

しかしこの原則があまりに嚴正に適用せられ却つて賣却信託の趣旨に反するに至ることを矯正するために、初めは衡平法裁判所が、ついで立法者⁴⁾によつて受託者が責任を負擔することなくして依存し得る投資の表を作成したのである。この表の包含している主要なものは、英國公債・グレートブリテンおよびアイルランド(現在のエール)に存在する物的擔保を伴う公債・公法上の或種の法人(市町村)または公益團體によつて發行される債券等である。即ち賣得金の投資についてセトルメントの條款に何等の指示が無い場合には、一八九三年の Trustee Act の第一條が適用されるわけである。受託者が信託約款證書や、上掲の法律に違反すれば「信託違反」の制裁を受けるのである。

その次に掲げられるのは、家庭生活費の支辨に關する條款である。これは受託者らが「相繼産設定」に附せられた財産の収益を、家族生活を維持するために支辨しなければならぬとするものであり、重要な條款である。

「動産的相繼産設定」が發達し始めた頃においては、夫が自身で提供した財産であると、妻の持參した財産なるを區別せず、「信託」に附された一切の財産の収益について、家庭生活の首長たる夫に畢生間の權利を與えるのが普通であつた。しかし實際上の經驗の結果、この制度はあまり結構なものではないことがわかつたのである。配偶者の中で、一般に支拂不能に陥る最大の危險に遭遇するのは明かに夫である。相繼産より生ずる一切の収益は夫に歸屬するのであ

るから、もしかれば破産に陥つたとしたならば、破産法が商人は勿論非商人にも適用される英國法制の下においては、破産管財人のために、したがつて夫の債権者の利益において、家族の収益が全部失われることになるのである。

そこで「信託約款證書」のこの種の條項を變更する必要に迫られ、後には夫によつて提供された財産の収益の傳讓と、妻によつて持參された財産のそれとを別々に規定するというならわしになつたのである。

夫によつて提供された財産の収益は、まず夫のために畢生間の権利の客體を成すものであつた。したがつてこの権利は單に單純無條件のものたるを得たのであつた。もし妻がその夫よりも生殘つたならば、妻のためにこの収益權は、さらにその畢生間の権利の客體となつたのである。

妻の財産の収益に關しては、妻自身にその畢生間歸屬するものであり、したがつて夫の債権者たちの一切の訴權を免れるものであつた。一八八二年の「妻の財産に關する法律」(Married Women's Property Act)の以前より、これらの収益は妻の別個の「ユース」において存するものと解せられていたのである。即ち衡平法は、第十七世紀の末頃に、妻の爲の特有利益 (separate use) なる制度を發明した。これは信託の方法を利用したのであつて、信託の方法により、妻の特有利益の爲に (for her separate use) 財産を受託者に與えた場合には、妻が受益者となり、しかもその妻の受益權が、夫の支配を受けざる獨立のものなることを認めたのである。さらに信託ということを明言しないときも、妻の特有利益の爲にとつて妻に財産を與えた場合には、信託を認定し、夫をその受託者となし、右と同様に妻の爲に夫の支配を受けざる受益權を認めたのである。かかる夫の支配を受けざる妻の財産を妻の特有財産 (separate estate) とする。

そして衡平法は、かかる財産については、妻を獨身の女 (feme sole) と同様に取扱ひ、自由にこれを管理處分する

ことを許し、同時に妻は、その特有財産に關して契約をなす能力を得たのである。

しかしかくのごとく妻が財産を自由に處分することができるようになると、結局妻が夫の威壓、または甘言によつてその財産を夫に與えることが多くなつたため、衡平法は更にこの弊害を除くために未收利益處分行爲禁止 (restraint upon anticipation) なる特權を發明した。これはその信託に、妻は辨濟期の到來した収益を處分し得るだけであつて、未だ辨濟期の到來しない収益並びに元本の處分は無効であるという約款を附加するのであつて、かかる約款を附加した場合に、衡平法がその約款の效力を認めたのである⁵⁾。かかる約款が *Personalty settlement* 中に屢々規定せられるのである。

妻の財産より生ずる収益については、一九三五年までは *Restraint upon Anticipation* の約款によつて、妻が「將來所得處分權」を有せざる場合でも、受託者によつて妻に支拂わるべきものだつたのである。これらの収益は、妻が夫より先に死亡せる場合においては、夫のために第二の畢生間の權利の客體となつたのである。しかしこの場合においては「信託約款證書」は夫が破産に陥りまたは夫の債權者らにその權利を讓渡せんとする場合においては、夫のかかる収益に對する處分權は、消滅すべき旨を規定するのが常であつた。換言すれば、夫が破産に陥りまたはその權利を債權者に讓渡する必要に迫られた場合に、夫の収益權が失われてしまわないようにするために、夫に絶對的權利 (*an absolute interest*) ではなくして、没處分的權利或は終結的權利 (*a determinable interest*) (収益權そのものは消滅しないで、夫の處分權能のみが消滅する意) を與えるのが普通だつたのである。かかる目的のために、セトルメントは、もし夫が妻よりも生殘つたとしたならば、その収益 (妻の持參財産より生ずる収益) は、夫が破産に陥りまたはその債權者らのために、その權利を手離すまで、夫のために信託において保有せらるべき旨を規定するのである。かくのごとく夫に對し保護せられた

説
る権利を與える信託は protective trust (保護信託) とよばれたのである。そして一九二六年前においては、この保護信託に續いて discretionary trust (裁量信託) に関する規定が置かれるのが一般であり、この規定によつて、夫の権利が事實上終結するに至つた時には、受託者らは、かれの死に至るまで夫自身またはその子等もしくは、夫が現實に死亡したとしたならば相繼産設定の規定によつて、これらの収益に對し、権利を取得するに至るべき人々のために、問題になつてゐる収益を使用することを許されていたのである。要するにこれらの各種の條款の效果は、生存配偶者に對し、「信託」に附された一切の財産の収益を原則として與えるに在つたのである。

しかしながら非常に大なる財産が問題である場合においては、生存配偶者にその収益の一部分のみを歸屬せしめ、その餘のものは、相繼産の元本を増大しまたは當該の婚姻によつて生まれる子らの養育および教育費を支持するために用いる方がさらに適切であると思われような場合もないではなかつた。そのような場合には、受託者らは屢々生存配偶者に支拂うべき収益を決定するための裁量權を與えられるのである。しかし一般的にいえば、かかる方法よりも、各配偶者は、かれによつて信託に附された財産について、かれよりも生き残るに至るべき相手方配偶者に、特定の畢生間の權利を遺贈し得ることを「信託約款證書」中に規定する方が、より賢明な方法である。

動産的相繼産設定のかくのごとき機構によつて、元本それ自體は毀損せられることなく、よく家族團體の利益を保護することを得るのである。最初の世代即ち兩親の世代においては、その自由なる處分權は、収益のみに限られていたのであるから、かれらの財産の實體は、心然的に第二の世代即ち子の世代のために保存せられていたのである。

したがつて大陸法系の術語を用いれば、子らは契約によつてかれらの兩親の一切の行爲に對して保護せられる遺留分權利者の地位に置かれてゐるのである。したがつて元本は、子らの間に分配せられることになるのである。そうして一

般に兩親は、かれらの子らの配當分を決定する最上の資格ある人々であると考えられるのである。

かかる目的のために「信託約款證書」は、兩親に與うるに、財産取得者指定權 (powers of appointment) をもつてするのである。この指定權の行使は、雙方の配偶者に共同に與えられるか、それで行なければ生存配偶者に留保されるのである。この權能は屢々、各配偶者に對し、自身で持參した財産の範圍に限られるのである。この種の權能は、捺印證書において或は遺言において表明せられ得るのである。

財産取得者指定權の行使は、屢々特定の子の婚姻の際に行われるのである。そしてこの瞬間において、その子の取得分とせられた財産は、さらに動産的相繼産設定に附せられ、これによつて、相繼財産のこの部分は新なる世代に對して保護せられるのである。これを Sub settlement と稱し、Real Property に関する Resettlement に相應するものであることは前に一言したところである。

例外的に「信託約款證書」は兩親に對して、財産取得者指定權を留保しない場合も存するのである。

また信託約款證書は、一定の條件の下に男子または女子が、二十一歳に達して完全なる權利を與えられる前に、もしくは、かれらが未成年中に結婚するならば、その婚姻の際に、子女の間にその元本を平等の割合において分配すべきことを「受託者」らに命ずる場合もあるのである。かかる條款を作つて置く目的は、子女の一人が、その未成年中に死亡した場合に、相繼産を利することなくして、元本の一部が家産より脱離することを防止するに在るのである。

つぎに注目すべき條款は、所謂 Clause of hotchpot である。元來 Hotchpot または Hodge podge もしくは hotchpotch というのは、數人の配當分が相混合した共同財産の意である。かかる共同權利者中の或る者が、その配當の一部としてすでに受領したものと看做される財産がある時は、これを共同財産に返還することを條件としてのみ同順

位の配當を受け得ることを規定したものが、「ホッチポット條款」と呼ばれるのであり、わが民法九〇三條・獨逸民法二〇五〇條、佛民法八四三條以下に規定せられる共同相続人の持戻義務と同趣旨のものであろう。かかる條款をとくに挿入することを必要としたのは、英法上においては、持戻は無遺言相続についてのみ規定せられていたにすぎなかつたらであり、*Personalty Settlement* においては、子女らは「相続法」によつてではなく、相続産の受益者として配當にあずかるだけだからである。

なおかかる意味における持戻は、英法上においては、一九二二年乃至一九二五年の大改正に至るまで、「人的財産」についてのみ考えられ得るにすぎなかつたのであり、それは主として不動産より成る所謂「物的財産」は、包括的に長男に歸屬していたからである。(Hotchpot)の原則は、ロンドンの慣習に基くものであり、*Statute of Distribution of 1670 (22 & 23 Car. II. C. 10)*の第五條によつて立法的に確認されたのである。一九二五年以後は、同年に發布された *Estates Act* の四七條第一號および第三號によつて、あらゆる無遺言相続に擴張されたのである。

「ホッチポット條款」は、特に配當分の指定 (*appointment*) を受ける前に、たまたま死亡した子女の代表者 (相続人) らの利益において發動するものである。

「信託約款證書」に依つて規定せられねばならぬ最後の條款は、配偶者が子女を有しない場合またはかれらの子女がなんらの卑屬を残すことなくして配偶者より先に死亡する場合のための規定である。即ちこの最後の條款は、相続産の元本は、各配偶者が相続産にもたらした財産に應じて、夫および妻に復歸すべきことを規定するのである。この最後の條款は配偶者の一方が死亡した後に初めて適用を見ることは明かである。しかし先に死亡する配偶者は、かれがこの條款によつて保有する権利を生前行爲または遺言によつて處分し得るのであるが、これらの行爲は最初は「未確定的」で

あり、かれが子孫無くして死亡する瞬間に「デス・ベネフィツ確定的」となる「衡平法上の權利」を創設するものである。

ii 「動産的相繼産設定」の機能

英國の動産的相繼産設定の制度が、封建時代より行われた主として土地を客體とするセトルメントを模倣したものであり、その目的も、前者と同様に當該の家族の財産を永久に維持せんとするものであるから、その社會的機能も前者とほとんど同一なではあるが、後者はその客體たる人的財産の性質上、専ら信託の方法によつてその存在を認められるものであるから、この點において顯著なる特色を示すものである。

即ちその特色は結局動産的相繼産設定制度の特質と信託制度の機能に歸し得るわけであり、ここでも「受託者ら」が確實にかれらの使命を果す場合における正常の機能と、「受託者ら」が相繼産の設定者と受益者の信賴と期待とに背いて職務懈怠・信託違反等の行爲があつた場合における受益者らの保護に關する方法とに分けて論じようと思ふ⁸⁾。

(1) 「動産的相繼産設定」の正常の機能

i において詳述したように、有らゆる動産的相繼産設定の端緒となる「賣却信託」(Trust for sale)によつて、受託者らには、かれらに信託的に讓渡されたすべての財産について「普通法上の所有權」が歸屬せしめられているのである。しかるに受益者らは、「信託約款證書」によつてかれらに與えられる純粹に「衡平法上の權利」の權利者に過ぎないのである。即ち英國の動産的相繼産の機能は、これらの「普通法上」および「衡平法上」の權利に適用せらるべき諸原則を明瞭ならしむることによつてこれを知り得るのである。

まず「受託者」は「普通法裁判所」の眼から見れば、信託財産の絶對的所有者なのである。しかしこれらの財産は、

無條件に受託者の財産中に入るのでなく、反対に「信託約款證書」の諸條款が明確にしている目的の負擔を帯びているのである。したがつて信託財産に關する管理および處分の權能は、受託者の個人的利益においては行使され得ないので、相繼産設定證書が受益者のために規定した利益を、かれらに對して保障するためにのみ行使し得るのである。換言すれば、相繼産の客體に關して「受託者」と「受益者ら」の間に、特殊の債務關係が存在するのである。例えば *Maitland* のごとく、受託者の債務は、受託者がその職務を引受けるといふ意思行爲に基いてることを強調する學說もあるが、受託者の機能の根元に存する合意的要素を否定し得ないとしても、受託者の職務の實質から觀察すれば、受託者の法律上の地位に相當するものは、衡平法裁判所によつて、少しづつ明かにされた責任の全體であり、この意味において、「受託者」は契約上の地位に在るのではなくして、制定法上の地位にあると解する説が妥當であると考えられる。そして受託者の權利義務は第十九世紀の終りに於いて、即ち一八八八年および一八九三年の *Trustee Acts* によつて法典化されるに至つたのである。

受託者がその職務を執行するに當つて負うべき責任は「客觀的標準」によつて評價されるのである。即ち良家父または注意深い實務家が、事務の管理に當つてとるべき「客觀的標準」が問題になるのである。そして「注意深い實務家の」いう形容詞は英國においては、信託に附せられた財産に關する眞に一點の非の打ちどころのない管理を意味しているのである。大陸法系の法律用語に據れば、受託者は抽象的輕過失の責に任ずるといふことになるであろう。受託者がかくのごとき重大な責任を負ふことは「普通法上」は、かれは問題とせられる財産について完全に所有者であることを認めるならば甚だ奇異に感ぜられるのであるが、實際上は、これらの財産に課せられた目的の故に、かれは「衡平法上」において、他人の財産の管理者の一種に過ぎないことを考えれば、かれが相當重大な責任を負わされることも少しも

不思議ではないのである。

受託者がその職務を執行するに當つて拂うべき注意と配慮の程度は、上述のごときものであるが、つぎに受託者は具體的にいかなる行爲をなすべきかという點を明かにせねばならぬ。

この點について注意すべきことは、第一にさきに説明した「客觀的標準」の制限内において、かれの任務を發生せしめる證書の規定するところに従い、「信託違反」となるべき行爲を行うべからざることは勿論であり、この證書によつて積極的に禁ぜられている事項をなすべからざると共に、證書によつて明かに履行を要求されている事項または特別に許容されている行爲をなし得ることもまた當然である。第二に注意すべきは、「受託者」が解決し難い問題に逢著した場合には、裁判所の忠告を懇願することによつてその責任を回避し得るのである。裁判所はその問題にもたらさるべき最も良き解決をかれに示すことになるのである。かくのごとく裁判所が屢々「受託者」の管理に協力するということは同時に受託者によつて惹起される危険を有効に制限し、かつ受託者に對して貴重な擔保を與えることを保障するものである。

かくて動産的相繼産設定の「受託者」の主要なる使命は、かれに委託された財産を保存しかつ利殖せしめ、多くの利害關係者に對して、最初はその収益を分配し、最後にその元本を分配するに在るのである。かれは信託財産に關する實質上並に法律上の保護者である。更に具體的にいえば、信託財産中に包含されている元金または有價證券を銀行に預入れねばならぬし、不動産の賃借權が委託された場合には、不動産に必要な修繕を加え、債權については時效の中斷等の保存行爲をなさねばならぬのである。ことに全部株券より成る信託財産を管理するに當つては、「信託」の利益の命ずるところに従つて、頻繁にその有價證券の構成を變えなければならぬのである。これらの賣却または買換えの自由は、或

説は「信託約款證書」の諸條款により、或は法律(前掲の Trustee Acts)、或は裁判所の指示によつて制限せられるのである。そして上述のごとき場合に、本来「信託」に附せられていた價値物の買換によつて得られた價値物は、前者と同一の法律上の地位に置かれるのである。目的を負う包括財産が問題になる場合においては、物上代位が行われるのであるが、英國の學者は、それが根據づけるために、大陸諸國の學者の主張するような Surrogat の理論を採用することなく、その結果を記録するだけで満足しているのである。

「受託者ら」は、最後にかれが各受益者に對しておうているところのものをかれらに返還せねばならぬ。即ち兩親の畢生間は、兩親にその収益を、時至れば、その子らに元本を返還しなければならぬのである。したがつて相繼産の存続中は、受託者らはかれらの受領する金額について、元本と収益との間に厳格な區別を立てなければならぬのである。元本の返還については、その内容が金錢であろうと證券であろうと問題はないのである。それは相繼産の消滅に關する正常な方法に過ぎないからである。

ただ明瞭にしておく必要があることは、もし總ての受益者が成年に達し、かつかれらの權利を處分し得る能力を備えた場合に、かれらが共同に受託者に對して、相繼産設定證書によつて規定されている時期以前に、信託財産の所有權をかれらに引渡すことを要求するならば、「受託者ら」はなんらの危険なくこの要求に應じ得るということである。勿論かくのごとき行爲が「信託違反」を構成することは明かである。何となればかれらは、かれらの使命を決定している證書の諸條款を尊重しないことになるからである。しかし衡平法裁判所は、受益者自身が訴訟を提起する以上、受益者自らが信託約款證書の條款に違反するものであるという主張をなすことを許さないのである¹¹⁾。

つぎに受益者らの有する「衡平法上の權利」の機能を明かにしよう。 *Personalty settlement* の設定によつて生ず

る受益者らの権利は、かれらの財産を構成する他のすべての権利と同様な價値を有しているのである。

その結果、一般にかれらは、その権利を生前處分により、もしくは、死因處分により、或は無償に或は有償に「普通法」によつて規定せられた諸條件の下において處分することができるのである。同様にこれらの権利は無遺言相續に關して、「人的財産」等に適用される傳讓 (devolution)¹²⁾の諸原則によつて支配されるのである。即ち「衡平法は普通法に従う」のである (Equity followeth the law)。この點について、三つの注意すべき事項が存する。

第一に、各受益者は、信託に附された收益または元本から一定部分を受領すべき地位に在るといふ事實によつて、各受益者は、かれの受領する額の依存している「信託」の管理を監督することを許されているのである。従つて各受益者はかれの権利の防護に必要な一切の保存方法をとる得るのであるが、その最も重要にして有效な方法は「受託者」に對して計算を請求することであり、受託者は受益者にこれを提供することを拒絶することを得ないのである。

第二に、家産の保護は、動産的相繼産設定において、一世代の間、「受託者ら」の手中に在る元本を不動産化することによつて保障せられるのであるから、この保護を一層進めるには、同一の期間内、收益それ自體の非讓渡性を認めることと充分であろうといふことは自然に思いつくところであり、大陸諸國における嫁資制についても、妻の收益を夫の債權者によつて差押えられぬものとするのが試みられているが、英米法においても「信託」の特別の一範疇たる spendthrift trust (浪費禁止信託) が實際は企圖していることも正に上述の目的の達成に存するのであつて、受益者らの権利は差押え得ざるものであり、かつ讓渡し得ざるものであることを規定せんとするものである。この種のトラストが、米國の大多數の判例によつて有効とせられているが¹³⁾、英國の裁判所は、受益者 (cestui que trust) の受益權は、如何なるものであれ、その債務に對して責任を負うべきものであるといふ理由で、この種の信託は原則として不法なる目的を有す

るものとして無効としている¹⁴⁾ことは興味がある。しかし英國の裁判所もかかる信託は原則として無効なることを宣言するに止まり、間接的に殆んど同様な結果に達する道は開いているのである。即ち實際上「受益者(例えば夫)の権利はかれがもしこれを處分せんと試みかつ第三の特定人(同一の例において妻)に移轉せんとするならば終結すべき旨(terminable)」を規定することは許されているのである¹⁵⁾。即ち受益權そのものは消滅しないが、その處分的機能を喪失すべき旨の規定は許容されるのである。同様に信託設立者が同時に受益者たる場合に、その信託設定證書中に、かれの特有の権利は自己の債權者らの攻撃の圏外に在るといふ條款を挿入することは禁ぜられるのであるが、第三者(例えば夫の親)において、もし受益者が破産に陥り、またはかれの債權者らの利益において、その権利を處分する場合には、受益者の権利は終結すべき旨を明かにすることは完全に有效なのである¹⁶⁾。

第三に pure personality に關する特殊原則について述べよう。Pure personality というのは、人的財産中から、土地に關する物權より成る人的財産(例えば各種の賃借權)を除いた動産をいうのであり、この中に有體動産および債權・特許權・株式等の無體動産を含んでいるのであるが、ここで問題になるのは主として債權(chore in action)である。「純然たる人的財産」を客體とする「衡平法」上の權利の移轉に關する特有な原則は、一八二三年に下された判決にちなみ、(rule in Dearle v. Hall) の名で知られているものであり、實質において、債權讓渡に關するわが民法四六七條と同趣旨である。即ち受益者が數回に互り、同一の「衡平法上の權利」を相異なる第三者に讓渡した場合には、目的たる權利について優先するのは「受託者ら」に對し、その讓渡行爲を最初に通知した善意の第三者であつて、時間的に最初の讓受人ではないという原則である¹⁷⁾。したがつて通知を受けた後においては、受託者は、その通知をなした第三者のための受託者となるのである。

この原則の存在理由は *Dearle v. Hall* の判決に於て、*Master of the Rolls, Pumer* によつて、非常に明瞭に説明されているのである。曰く、譲受人について要求せられかつその譲受人に與えられる優先權の基礎となる通知は、かれの財産權を完全なるものとしかつこれを總ての人に對抗し得るものたらしめるために必要と考えられるのであり、この通知は、いわば、家具什器に關する現實的な引渡と同視せられるのである。その意味は、かかる通知は利害關係人にては「受託者」らに對して、その權利に關する眞の權利者の存在を示すからであると。

したがつて、この原則の實際上の效果は、一方において、受益者のあらゆる權利承繼人は、もしかかれが慎重であるならば、この讓渡行爲を直ちに「受託者」に通知しなければならぬ。また他方において受託者は、善意にしてかつ最初に通知した譲受人の手中に讓渡せられた權利の價値を投入した以上、最早訴訟上責任を問われることはないという結果になるのである。

(2) 信託違反が行われる場合の救済方法

(1) においては、受託者が受益者の利益を尊重し、かつ良心的にその職務を履行する場合における動産的相繼産設定の機能を述べたのである。

本款においては、受託者が信託設定者並に受益者によつておかれた信頼に價せぬことが明かになり、かつ「信託違反」を犯す場合における受益者のための救済方法を考察せんとするのである¹⁸⁾。

信託違反は、受託者が信託設定の目的を達成するために必要なならぬの行爲をなさざる消極的態度と、信託目的に反する不正不法なる行爲を行う積極的態度によつて惹起せられるのである。

受託者の不作爲に對しては、「信託」はその發生より消滅に至るまで、裁判所の注意深いコントロールの下に置かれ

ているという原則によつて、受益者は有効に保護せられているのである。

かくして怠惰にして無能な受託者が支拂不能に陥つたために、受益者の利益が侵害される虞のある場合においては、かれは裁判所に對して、その受託者を辭任せしめて、より眞面目な人を受託者として裁判所が任命せんことを要求し得るのである。この裁判所によつて任命せられる受託者なるものは、一九〇六年の Public Trustee であるが、これは官吏によつて構成せられ、眞に國民的な職務を遂行するものであると解せられている。また信託設定證書が許容している場合においては、受益者は信託の撤回を請求し得るのである。

さらに受益者は起源的に「衡平法」の管轄に屬する救済方法を利用し得るのである。即ち injunction (豫防的強制命令) の利用である。これは損害賠償によつては完全な救済を受け得ないような侵害がある場合に、裁判所がその裁量によつて、特定事項の履行を命じ、或はこれを禁止する拘留處分附の強制命令である。もし受託者がこの命令に服従しなければ、裁判所を侮辱したものととして禁錮の罰を受けるのである。

以上は消極的な不作爲の場合であるが、受託者は、さらに積極的な不法行爲を犯すことによつて受益者らの權利を侵害する場合がある。その典型的なのは、やはり中國の族産制においても見られるがごとき「盜賣」である。即ち受託者が故意過失によつて信託財産の一を賣却し、その賣買代金を計算しない場合である。この種の行爲に對しては、受益者は同様に多數の救済方法によつて保護されているが、その一は對人的性質を有するものであり、他は對物的性質をもつものである。

第一の對人的救済方法も更に二種に分れ、一は「受託者」の刑事責任を發動せしめ、他は民事責任を發生せしめるものである。

詐欺的に信託財産を横領する「一切の受託者」は輕罪 (Misdemeanour) を犯すものであり懲役七年の刑に該當するものである。刑事上の訴は法務長官 (Attorney general) 法務次官 (Solicitor general) または民事訴訟がすでに始められてゐる裁判所の判事の許可をもつてのみ提起し得るのである。これは一八六一年の Larceny Act (不法領得法) 第八〇條の規定するところである¹⁹⁾。

刑事責任を問う方法よりもさらに頻繁に用いられる方法は、民事責任を問う訴訟方法である。刑事責任を問う場合においては、原告は被告の悪意を立證しなければならぬが、民事責任を問う場合には、被告が假令善意であつても、受託者の用いた注意や慎重さが「客觀的標準」に達しない時には、何時でも「信託違反」(Breach of trust) としてこれを追及し得るのである。

受託者の過失が、「怠惰」においてのみ存する限り、賠償の範圍は、収益についてまたは元本について、受益者が受けた現實の損失によつて測定されるのである。そして「受託者」に對しては、自分の側における過失が存在しなくても、利害關係者が受けた損害は同一であつたであろうということを主張することは許されないのである。しかし「受託者」が個人的目的のために、信託財産を利用した場合には、受託者はただに横領した元本の返還を命ぜられるのみならず、さらに原告の選擇に従い、受託者がその財産によつて得た現實の収益または裁判所の判定によつて、「受託者」が獲得した財産の使用によつて通常得られる利益に相當する單利または複利を返還するように命ぜられるのである。

しかしながら、もし受益者の保護が、これらの對人的救済に限られるものならば、その保護は恐らく、非常に有效なものであるとはいえないであらう。即ち詐欺の意思や悪意がなくとも、不敏なもしくは無能な受託者は屢々支拂不能に陥り、その場合には受益者は、この支拂不能より生ずる種々の不利益な效果を受ける虞があるからである。またメート

ランドも指摘しているように²⁰⁾、「詐欺漢 (Fraudulent people) は、往々にして、一文無し (impeccantious people) である傾向があり、したがつて詐欺を犯した受託者に對する單なる對人的救済方法は、ほとんど價值がないということは、あり勝ちのことだからである。」

かかる理由によつて對物的救済方法が大いに利用されるということになるのである。

對物的救済方法の中で第一に考えられるのは *divine* (動産返還の訴等) の訴訟の方法によつて追及權を行使することである。

かかる追及權は、あらゆる第三者の手中にある一切の「信託の客體」を取戻すために受益者 (*cestui que trust*) に與えられていた。

しかし、動産に特有な性質と取引の安全を保護せんとする要求によつて、この追及權は、相當大なる範圍において制限を受けていたのである。即ちあらゆる第三者といつても、通例のかつ不可抗的な錯誤の犠牲者たる有價の取得者は除外されるからである。

前にも觸れたように、受益者の有する衡平法上の權利は、動産に關する普通法上の所有權に類似したものであり、かれが死亡する際には、人的財産 (*Personal estate*) として、その遺言執行者または遺產管理人 (*executor or administrator*) に移るのであるが、受託者が、その信託財産たる動産を善意の取得者 (*bona fide purchaser*) に、對價を得て讓渡し、しかもその取得者がかかる信託について、なんらの認識 (*notice*) をも有しなかつたとしたならば、取得者は當該の信託によつて拘束されることはないのである。そして受益者は、その動産について普通法上の所有權を得た取得者から、その動産を回復する衡平法上の權利を有しないのである。かかる場合における救済方法としては、受託者に對し

衡平法裁判所（正確に云へば *under the equitable jurisdiction of the Court*）に、信託違反を理由として、損害賠償請求の訴を提起する外はなかつたのである。これらの點においては、動産に關する衡平法上の權利の性質は、*Judicature Acts* によつても變更せられるところはなかつたのである²¹⁾。ことに有體動産については、推定認識の理論 (*doctrine of constructive notice*) は適用されないものである。即ちこの場合について云へば、當該動産の取得者は、その信託財産たることを知つていたものと法律上看做されることはないのである。何となれば、この種の財産の取得者はその前主の所有權に關する權限の檢討に必要な費用の負擔を要求され得ないからである²²⁾。即ち受益者の權利は、取得者に對しては、その惡意を積極的に立證し得る場合の外、對抗し得ないのである。

要するに動産に關する受益者の追及權は、不動産に關する追及權よりも遙かに弱いものと考えられるのである²³⁾。

しからば「信託」の目的物の個性が消失する場合、例えばもし受託者が自己の金錢、銀行における自己の資金を、信託せられた金錢や信託せられた銀行資金と混同したならば、これらの融通物に對して物上代位の理論を適用し得るであろうか？

ここでもまた受益者を保護するために、英國の諸判例は、信託の目的物に對し、それが事實上は喪失した個性を擬制的に保存する方法を案出したのである。

例えば (*rule in re Hallett's Estate*) の名の下に知られている第一の原則は、「受託者」がかれに屬する金錢および信託された金錢を銀行におけるかれの勘定の貸方に拂込み、しかる後にこれを引出した場合を豫想しているのであつて、このような場合には、「受託者」がまず、かれ自身の金錢を處分したものであるということ、拒否し難き程度に推定せしむるものである。この原則はその上、受益者の利益において、次の例外によつてさらに補充せられるのである。即ち

説
論
さきに引出された資金が價值あるものに變えられたのであるが、その次に引出された額が、非生産的に消費せられたとしたならば、その時には、この最後の額が「受託者」の個人的金錢であると看做されるのである (in re Catway 2. ch. 356)

第二の原則は (rule in Claton's case) と稱せられるものであり、相異なる「信託」の多くの受益者の間に生じ得る争を規整せんとするものであり、唯一にしてかつ同一なる「受託者」が銀行における同一の勘定においてその資金を混合した場合に關するのである。そしてこの原則に従えば、「受託者」は常にその拂込の順位にしたがつてその引出しをなしたものと看做されるのである。

最後に「受託者」が一部分は信託の金錢を以て、そして一部分は自分自身の資金の助けをかりて得た財産は、受益者らのために、第一順位においてその先取特權の客體となるのである。

一九二二年乃至二五年の立法改革に至るまで、英法上の動産的相繼産設定はその主要なる特質においてかくのごときものだつたのである。

上述の立法改革以來「人的財産」についても、strict settlement を設定し得ることになつたのであるが、しかしこれを設定するのは、不動産と共に設定する場合であり、「人的財産」のみについてはやはり Personalty Settlement を設定することになるのである。

(3) 土地の賣却信託

經濟上の價值革命・産業革命によつて惹起された「不動産より動産へ」の傾向は、土地の賣却信託 “trust for sale

of land”に於いて、最も端的に表現されたのである。

物的財産を封建的色彩の強い“strict settlement”に附することなく、これを子らの間に平等に分割せんと欲する場合においては、「賣却信託」の方法によらねばならなかつた。賣却信託の最も普通の方法は、捺印證書ディイードまたは遺言ウィルをもつて當該の土地を受託者らに譲渡し、これに附款として、受託者はこの土地を賣却し、その賣却金を特定の信託において保有すべしという命令的指圖(imperative direction)を附するものである。この點におきて trust for sale は power to sell と異なるのであり、「賣却信託」は受託者に對して賣却の義務を課するものであるが、「賣却權」は、これを賣却するや否やの餘地を残すものである²⁴⁾。

しかしその態様には、種々の相異があり、設定と同時に、受託者に上述のごとき義務を負わしむるものもあれば、目的たる土地につき夫および妻に夫々連續的に、畢生間の權利を與え、妻の權利が終了した場合に賣却權能の發動を認める場合も少くない。そして賣却に至るまでは、地代および収益は、もしその賣却が行われたとしたならば、その賣得金の収益について適用されるであろうと同様な方法において支拂わらるべきことが規定されるのである²⁵⁾。

また時としては、反對に、金錢を信託しておいて土地を購入せしむる義務を負わしむることもある²⁶⁾。

かくて賣却信託の方法によつて設定せられた物的財産は、一八二二年の「相繼産設定地に關する法律」の意義における“settled land”である。土地の賣却に至るまで、土地の収益について受益者として、差當り權利を有する者は“tenant for life”の資格があるのであり、上掲の法律の規定は、一般に strict settlement の場合と同様に適用があるのである²⁷⁾。しかし一八八四年の Settled Land Act の下においては、畢生間の物權者は、一八八二年の法律によつて與えられた諸權能を行使する前に、裁判所の許可を得なければならず、そして許可を與える命令は、his pendens (裁判所に

説 繫屬中の訴訟またはその他の手續をいう)として登録されなければならなかつた。
上述のごとき諸規定が一九二五年の「財産法」によつていかなる變更を受けたかは後に(XV 参照)述べる。
論 (4) 一八七四年の Real Property Act と Base fee

第十九世紀の末におきて、Family settlement に關して注目すべき立法は、一八七四年の Real Property Act である。

さきに相繼産の再設定を論ずる際に(X 参照)詳述したように、殘餘權として限嗣物權を有する者(tenant in tail in remainder)が、その權利を擴張して Fee-simple の權利に變更することを欲して、一八三三年の Fines and Recoveries Act に基き、限嗣物權廢除證書を作成してこれを登録したけれども、相繼産の保護者(目的財産の現所有者)の承諾を缺くがために、base fee を生ぜしめたにすぎぬ場合には、かかる權利は、子孫に對しては tail の消滅をもつて對抗し得、また處分の自由なる點においては、Fee-simple と同様なのであるが、その者に直系卑屬が生れない時は消滅し、殘餘權者または復歸權者の現有に歸するといふ條件附の權利に過ぎないものであつた。

しかるに上掲一八七四年の法律の第六條によれば、“Base fee”における「エステート」をもつて對抗し得ざる人々即ち「殘餘權」または「復歸權」としての「エステート」の權利者の有する權利は、限嗣物權者とその讓渡された財産の占有に入つた時から起算して、十二年の(消滅)時效によつて消滅するのである。

それでの期間(twelve years after the time when the tenant in tail would have been entitled to possession)が経過した後においては、“base fee”における「テナント」は、すべての人に對抗し得る權利を有するこ
とになつたのである。²⁸⁾

- (1) Personality Settlement の法律的性質に關しては、Goodeve's Law of Real Property (Fourth Edition) p. 79.; Edward Jenks, Modern Land Law, p. 417.; Cheshires' Modern Real Property, (Second Edition) p. 688. 以下參照
 - (2) Cheshire; *ibid.*, p. 680.
 - (3) Bertrand, *ibid.*, p. 928 et suiv.
 - (4) 最初は一八八九年の Trust Investment Act により規定せられ、間もなく一八九三年の Trustee Act (56 & 57 Vict. c. 53) の第一條が上掲の法律に代つた。なお受託者の投擧に關しては Williams on Personal Property (18th Edition) p. 470. 以下極めて詳細な記述がある。
 - (5) 田中和夫「英文概論」六〇頁以下
 - (6) Cheshire, *ibid.*, p. 687.
 - (7) Williams on Personal Property (18th edition) p. 460.
 - (8) Bertrand, *ibid.*, p. 333 et suiv.
 - (9) Maitland, Equity. p. 86. なお Maitland, Lectures on Equity and the forms of Action, 7th. Ed. Cambridge, 1929.
- 參照
- (10) John Salmond, Principles of the law of contracts, pp. 77 et seq.
 - (11) Bertrand, *ibid.*, III^e Partie, Ch. II § 3.
 - (12) devolution とは、權利・義務・地位等が、保有者の死亡によつて、その法定相繼人に移轉することをいう。
 - (13) Lepaulle, Traité théorique et pratique des trusts, Paris, p. 223, note 10.
 - (14) Brandon v. Robinson (1811) 18 Versp. 429. Floyer v Brankes (1869) L. R. 8. Eq. 115.
 - (15) Re Petmold, Detmold v. Detmold (1889) 40. C. D. 585.

- (16) *Bilson v. Crofts* (1873) L. R. 15 Eq. 314.
- (17) *Godetroi on Trusts and Trustees* (Fifth Edition) p. 553.
- (18) 信託違反の諸効果については *Maitland, Equity, Lecture XIII* に平明な記述がある。
- (19) 増島六一郎「英法辭典」一八二頁参照
- (20) *Maitland, Equity*, p. 171.
- (21) *Williams, ibid.*, pp. 28, 29.
- (22) *Joseph v. Lyons* (1884) 15. Q. B. D. 280.
- (23) しかし受益者は、必ずしも動産に關してではないが、「受託者」の不法行為に對して、有効な最後の救済方法を有するのである。即ち「信託財産追及權」とでも言うべきものである。
- これを英國の用語例においては“following the trust funds”或は“right to follow trust property”という。換言すれば、受益者の爲めに信託に附された客體に對し、その客體が個性を維持している限り、その在り得べきあらゆる變態を通じて返還の請求を爲し得る權利である。
- 例えば、ある「受託者」が、信託に附せられた千ポンドの價值ある土地について普通法上の所有權を有するものと假定する。かれは信託違反を犯してこれを賣却し、かくして得た金銭をもつて、一家屋を買い、次いでこれを讓渡して競馬用の厩舎を買い、さらにその厩舎を手離して、賣得金をもつて株式取引所において投機をなし、二千ポンドの價值ある有價證券を得たと假定する。
- 衡平法裁判所は、かくの如き信託財産の有らゆる變化を通じて、受益者がかれの見出すいかなる形式においても、その信託財産を追求することを許すのである。 *Maitland, Equity*, p. 173 は、これを次の如く表現している。
- “There is no doubt that in all these cases the cestui que trust is allowed to pursue the fund from investment

to investment and to claim it in whatever shape he finds it."

衡平法裁判所は、かかる受益者の追及權を次の如く基礎づけるのである。即ち「信託」の目的物は千ポンドであつた。その目的物を消失することは不道徳的である。何となれば「受託者」が故意・過失によつてこれを横領したものだからである。そうだとすれば、この目的物の御蔭で得たすべてのものは、「受益者」によつて最初の千ポンドと同視されなければならぬ。したがつて「受益者」はその選擇に従つて、その權利は爾後その家屋または競馬用厩舎を客體とすること、または二千ポンドの價值ある有價證券を客體とすることを宣言し得るものとするのである。この最後の可能性は、受益者において屢々受託者によつて行われ、た不正行爲を利用し得ることを示すものである。受益者が、かかる權能によつていかに強力なる地位にあるかを知り得るのである。

(24) Cheshires' Modern Real Property (Third Edition) p. 685.

(25) Goodeves' Law of Real Property (Fourth Edition) p. 80.

(26) Williams on Personal Property 18th Edition, p. 480.

(27) 45 & 46. Vict. c. 38, S. 63.

(28) Cheshire, op. cit. p. 372; Goodeve, op. cit. p. 432.

XIV 一九二二年乃至一九二五年の立法改革およびその直接原因

新大陸の發見および東方への航路の開通によつて、多量の金錢が英國に流入して價値革命を生ぜしめ、その結果、從來最も重大な財産と考えられていた土地の價値が、債券・株式等の有價證券にその地位を譲るに至り、さらに十八世紀より二十世紀にかけての産業革命によつて、農業國イギリスをして工業國たらしめた結果、新都市の出現・工場の建設

説
等によつて土地移轉の簡易化が要求せられた事情については、さきに詳述した所であるが、これらの各種の事情は、第一次世界大戦後さらにその結合度を高めたのである。何となればこの間に、社會的、經濟的情勢が急速に變化したからである。

したがつて土地法の改正は、英國朝野の輿論となつた。かくて Lands Requisition Committee なるものが組織せられて一九二二年より一九二六年に至るまでの劃期的一大立法事業が企圖されたのであるが、この委員會の議長であつた Leslie Scott のいうところによれば、この立法改革の原因は「より、新しき國々に比較して、英國においては、土地の讓渡が費用がかかりかつ遲滯を來たすこと」*the expenses and delays of land transfer in England as compared with newer countries*、であるという。しかしさらに他の重大な原因として、大なる私領地デューリーの分割を擧げなければならぬ。そしてこの経過を助けたものは、重い相續税の負擔の必然的結果たる國民資本の分散であつた。

新立法の直接的原因となつた私領地の細分は、もし一八八二年前において、英國のほとんど凡ての大なる財産に負擔を負わしめていた家族相繼産制の傳統的構成と衝突しなかつたとしたならば、恐らくもつ早く初まつたことであらう。

土地の細分は、一八八二年の *“Settled Land Act”* の議會通過によつて可能とされたのであつた。そしてこの日附の後において、畢生間の物權保有者は、非常に長い間かれが享有しえなかつたこの適法なる賣却權を直ちに行使することを忘れなかつたのである。

この土地細分の問題は、第二十世紀の初めにおいて、當時政權を掌握し、かつ大農業資本主義に對して明かに敵意をもつていた自由黨の財政政策に依り、更に更に重大なものとなつたのである。そして自由黨をしてかかる政策を實施せしめたものは、一八八四年英國に設立された漸進的社會主義者の團體であり、當時の著名な經濟學者を包含していた

一九〇八年において Asquith はすでに、一五〇、〇〇〇ポンド以上の財産に對する相続税の率を上げたのであるが、この相続税は相続が配偶者間または直系親族間において行われた場合には、依然として徴收されないものであつた。

Lloyd George は、一九〇九年の有名な豫算案において、これよりは遙かにラヂカルな態度をとつた。かれは相続税を直系および配偶者間における相続に擴張し、ことに土地に負擔を課する一聯の新税を創設したのである。新税の一是土地の増價額に對し二〇パーセントを課するものであつた。他のものは復歸税と稱せられ長期貸借の満期に當つて、貸地に對し、所有者によつて現實に取得せられた収益につき、その一〇パーセントの税を課するものであつた。第三のものは、値上りせざる土地に對し、二・五パーセントの課税をなすものであつた。最後のものは鑛山に關する權利より生ずる収益に二〇パーセントの課税をなすものであつた (mineral right duty)。

これらの立法的手段によつて冀求せられた結果は、經濟的に大なる私領地の完全なる保存を不能ならしめ、かつこれらの私領地が負う新なる一切の負擔を支拂うために、これらの私領地の重要な部分の讓渡を必要ならしむるに在つたのである³⁾。

さらに一般的にいえば、農業經營の収益力レンゼビリティは、第十九世紀の後半以來漸減の一途をたどるのみであつた。

以上のごときものが一九二二年乃至一九二五年の立法改革を促した直接原因であり、立法直前の社會情勢であつた。

かくて一九二二年の財産法大改正によつて物的財産 (Real Property) と人的財産 (Personal Property) が同視せられることになり、copyhold tenure が socage tenure に變更せられた。一九二五年の財産法の改正によつて、土地讓渡 (conveyancing) の簡易化が實現せられたのである。

かくて *Law of Property Act, 1925* の第六〇條は「*freehold* において保有せらるる土地が、ある人に *words of limitation* またはこれに相應する他の表現なくして移轉せられたるときは、讓受人に *fee simple* の權利を與える。但し證書中に反對の意思が表示せられるときはこの限りではない」と規定するに至り、數百年に亙る土地の保有方法、移轉形式に劃期的な改正を實現したのである。

これらの財産法の改正によつて *Family settlement* が、いかなる變化を受けたかを明かにすることは、これを他日に期したいと思う。

- (1) Holdsworth, *Historical introduction to the land law*, p. 318 et seq.
- (2) André Morois, *Histoire d'Angleterre*, Paris, 1937, p. 702—704.
- (3) André Bertrand, *Les Assises Patrimoniales de La Famille Anglaise*, p. 414 et suiv.